

回 答 書

広秘人第2192号

令和7年1月30日

自治体キャラバン広陵町実行委員会

葛城北民主商工会 会長 麓 信二 様
広陵新日本婦人の会 代表 下村 瑛子 様
健全会友の会広陵支部 支部長 寺前 憲一 様
奈良県農民連広陵班 代表 松井 秀平 様
広陵町議会議員 八尾 春雄 様
同 山田 美津代 様

広陵町長 山 村 吉 由



貴団体におかれましては、町行政のみならず幅広い観点から、住民の暮らしについて、様々なご提言をいただいていることに敬意を表します。

過日の自治体キャラバンでの要望書に対し、下記のとおり回答申し上げます。

なお、多岐にわたる項目であるため内容は要点のみとなっておりますが、ご理解のうえ、所属の町議会議員の議員活動等を通じてご確認いただきたくお願い申し上げます。

今後とも町行政に対しまして、ご理解、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

日本国憲法の遵守、憲法違反の安保法制廃止のために

1. 日本国憲法第99条の公務員の憲法尊重・擁護義務に関し町の回答で「本町では、すべての職員が憲法を尊重し擁護することを誓う宣誓書に署名した上で公務に当たっており、これまで通り憲法尊重擁護義務のもと国民の自由や権利が尊重されるよう施策を巡らせていく」と述べられています。この回答には敬意を表しますが、実質的にこの立場を貫いて頂きたいと思います。特に留意していただきたいのは、憲法を尊重するだけでなく擁護する義務を負っているという点です。擁護するためには絶えず憲法に適合しているか否かを自ら判断し、違反していること、違反の恐れがあることにはきっぱり反対し、批判する必要があります。この立場を貫いてください。

(回答)

本町といたしましては、昨年もお示ししたとおり、全ての職員が憲法を尊重し、擁護することを誓う宣誓を行い、宣誓書に署名した上で、公務に当たっております。

これまでどおり、憲法尊重擁護義務のもと国民の自由や権利が尊重されるよう施策をめぐらせてまいりますとともに、憲法に違反していること、違反のおそれがあることにつきましても、憲法尊重擁護義務のもと適切に対応してまいります。

2. 自衛隊の集団的自衛権行使容認の閣議決定（2014年）、それを法制化した安全保障法制（2015年）、また、2022年12月閣議決定した安保3文書とそれに基づく敵基地攻撃能力の保有、GDP比2%への大軍拡は明らかに憲法9条に違反しています。憲法99条に基づき、町としてこれを是認しない立場を示してください。町の回答では「本町で憲法に違反するか否かを判断するものではありません」「閣議決定にたいして異議申したてを行うこともございません」となっていますが、最高裁は合意とも違憲とも言わず、憲法判断を回避しています。最高裁が憲法判断をしていない場合であっても公務員（町長も町職員も）は自ら判断して行動する責任があるのではないのでしょうか。そうしなければ公務員の憲法尊重擁護義務は果たせないのではないのでしょうか。

(回答)

憲法99条について、「憲法尊重擁護の義務」を遵守することは、日本で生活するうえでは、たえず認識して日常をおくるべきものと考えます。

「集団的自衛権行使容認の閣議決定」や「2022年12月に閣議決定した安保3文書に基づく敵基地攻撃能力の保有」「防衛費のGDP比2%への増額」等に関しては、前年にも回答させていただいた内容と同様となりますが、本町は憲法に違反するか否かを判断する立場ではございません。また、閣議決定事項に対して、異議を申し立てることもございません。

3. 広陵町は、広陵九条の会などが開催する講演会等のイベントへの後援を拒否されていますが、憲法を守り生かすことを目標に活動している九条の会のイベントの後援を拒否されることは、憲法99条と矛盾するのではないのでしょうか。「特定の思想の主張、政治的又は宗教的内容でない」ことが前提などと持ち出し決めつけを行うのはやめていただきたい。今後九条の会などからイベントへの後援要請があった場合は積極的に応諾していただくようにお願いします。

(回答)

後援名義の承認につきましては、広陵町後援名義の使用に関する要綱において、主催者の承認基準、事業の承認基準を定めており、事業の承認基準については、全てを満たさなければならないとなっております。その一つとして、特定の思想の主張、政治的又は宗教的な内容でないこと、公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党その他の政治活動を行う団体を推薦し、支持し、又はこれに反対することを目的とするものでないこととなっております。そのため、九条の会が主催される後援名義については承認しないとなっております。

4. 自衛隊への住民票（18歳と22歳）の写しを渡すのは、個人情報保護条例に違反します。

広陵町は、自衛隊から要請があれば、個人情報保護の観点を強調し、所定の手続きを経て「閲覧」を認めるだけにして下さい。

町の回答では、住民基本台帳法11条1項、自衛隊法97条1項、自衛隊法施行令120条の解釈から印刷物として名簿を交付することが可能としています。しかし、施行令は、

国会が制定した法律ではなく、内閣の判断で制定できる政令に過ぎません。しかも、施行令 120 条は、97 条の施行を目的としたもので、97 条本体に個人情報の提供に関する定めがないのに、「施行令により、最小限の『氏名・住所・生年月日・性別』の提供が認められる」という解釈は成り立ちません。昨年も指摘しているとおり、97 条の『自衛隊及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う』とは、従来から行っていたポスターの掲示や資料の備置等、様々な事務遂行の方法が考え得る下報の提供に関する定めがないのに、「施行令により、最小限の『氏名・住所・生年月日・性別』の提供が認められる」との解釈は成り立ちません。昨年も指摘しているとおり、97 条の『自衛隊及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う』とは、従来から行っていたポスターの掲示や資料の備置等、様々な事務遂行の方法が考え得る下で、プライバシーや個人情報保護に抵触する恐れのある適齢者情報の提供を根拠づけるものではありません。そもそも、地方公共団体が行う募集業務（自衛官募集期間の告示、応募資格調査、受験票交付、試験期日、会場の告示、募集の広報宣伝等）は施行令 114～119 条により規定されているものですが、自衛隊法 97 条、同施行令はプライバシー権の概念が確立される以前からの規定であり、かつ住民基本台帳の公開が原則禁止（2006 年）となる以前からの規定であり、現在の諸法令には適合していません。

令和 6 年 9 月奈良地裁に於いて当時高校生であった青年の個人 4 情報を自衛隊に提供したことについて本人から損害賠償を求める裁判が提起されました。自らの命を懸けて相手を殲滅する義務（賭命義務）を負う特別の実行部隊である自衛隊に対して、了解を得ないで個人情報を提供することが裁判で問題にされています。また防衛省は総務省との連名の通達について「情報の提供を義務付けるものではない」としていることも特記されることです。

(回答)

住民基本台帳法第 11 条第 1 項の「閲覧させる」ことが可能との解釈と併せまして、自衛隊法第 97 条第 1 項「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。」との規定及び自衛隊法施行令第 120 条「防衛大臣は、都道府県知事及び市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」との規定の解釈により、前年にも回答させていただいた内容と同様になりますが、印刷物としても名簿の手渡しが可能との判断をしております。なお、令和 6 年度から自衛隊への情報提供を希望されない方については、「除外申出書」を窓口又は郵送により申出いただくことにより、自衛隊へ提供する情報から除外しております。

5. 原水爆禁止世界大会は国連をはじめ各国政府代表や市民団体の参加で成功することができました。核兵器の使用が公然といわれるなどかつてない厳しい状況の中で、日本被団協がノーベル平和賞を受賞する意義は世界平和に大きな意義があります。つきましては来年に向け、貴自治体として核兵器廃絶、日本政府が核兵器禁止条約を批准することを求め、できるところから進めていただきます様お願いいたします。

①12 月 10 日 日本被団協のノーベル賞授賞式が行われました。被爆者の訴えをお聞きください。ノーベル平和賞受賞を祝う掲示物や垂れ幕を庁舎に掲げてください。

- ②日本政府が核兵器禁止条約を批准署名することを求める署名にぜひご協力ください。
- ③原爆パネル展や、広島基町高校の生徒さんが被爆体験を聞いて書いた絵の展示会を行ってください。被爆者の体験を聞く会など行ってください。ヒロシ。マナガサキ。ビキニパネルを自治体で購入してご活用ください。
- ④来年1月22日は核兵器禁止条約発効4周年です。正午に鐘を鳴らしていただくと地球を一周してその日は1日中お祝いの鐘が鳴り続けます。また家の前に折り鶴をかけていただくなどだれでもできることで平和の願いを表しましょう。職員のみなさまや住民の皆様にお知らせください。
- ⑤非核平和都市宣言の宣言文を住民に広く知らせてください。

(回答)

核兵器禁止条約は、核兵器のない世界への出口とも言える重要な条約です。

しかし、同条約には核兵器保有国は一か国も批准しておらず、未だその出口に至る道筋は立っていない現状であることから、我が国は批准せず、唯一の戦争被爆国として、核軍縮の現実的な取組に核兵器保有国を関与させる取組が行われておるものと認識しております。

そのため、本町といたしましては、国と共に原爆被害の実相の正確な理解に留まらず、包括的に平和行政に取り組んでまいります。

また、本町は、日本非核宣言自治体協議会及び平和首長会議に加入しており、非核兵器平和宣言の普及と啓発を目的に、役場駐車場前に看板の設置や毎年8月に懸垂幕を掲出しております。

ごみ行政の前進のために

6. 指定ごみ袋の価格は原価の4倍と聞いて驚いています。「これだけ分別に協力しているのに」とか「早く半額を実現してほしい。」という要望は町民の中で根強いものがあります。物価高の中、指定ごみ袋の負担軽減化をお願いします。また、回答書にあるように、生活保護世帯に無料配布されている袋数を増やす事や、新型コロナ対策として令和2年から無料引換券が配布されましたが5類移行後も年1回は配布することを検討して下さい。
- 更に、令和3年4月から実施している紙おむつの無料回収の実施は高齢者を持つ家にも喜ばれています。かなり町民に知られるようになりましたが、さらに町民が周知できるよう引き続き広報活動をお願いします。

(回答)

指定ごみ袋の手数料の見直しにつきましては、令和4年3月22日広陵町議会において「広陵町ごみ減量等推進審議会の再開を求める決議」が可決されたことから令和5年3月から審議会を再開し、議会の決議内容に沿って議論され、令和6年度中に町長に対して答申が出されるものと考えております。現在の手数料は平成13年の有料化議論の答申をもとに決定され、答申から24年が経過しておりますが、現在進めている広域化施設の建設に多額の財政需要が生じることから指定ごみ袋の売り上げは基金に積み立てており、また、ごみ処理には今後も多額の経費が必要とされ、ごみ減量化も一層進めていかなければなりません。この豊かな環境を未来の子どもたちに引き継

いでいくためには、今後も一層環境に配慮した取り組みも必要であり、多くの住民の方々には、その対策や処理費用等の一部としてご負担いただいていることをご理解いただいているものと認識しております。

次に、生活保護世帯につきましては、従来から生活支援事業として1年に可燃ごみ(小)8袋、不燃ごみ袋(小)1袋、その他プラ袋(小)1袋を無料配布しており、担当課より増量の依頼はありません。

新型コロナウイルス感染症対策生活支援事業として、町内全世帯に指定ごみ袋の無料引換券を配布いたしましたが、平時に実施することはありません。

なお、令和3年4月から開始している紙おむつの無料回収の周知の件につきましては、今後も引き続き広報や町ホームページを通じて広く周知してまいります。

7. リサイクルゴミの回収について、

「戸別収集に切り替える方向で廃棄物担当課のみならず、高齢者福祉担当課とも連携して検討する」と回答にありました。その後「ごみ分別及び収集方法を一部変更します」お知らせが入りました。そのお知らせには「令和7年度ごみカレンダーをご覧ください。」とありますが、進捗状況はどうなっていますか。

(回答)

令和6年12月広報において「令和7年4月から実施ごみ分別及び収集方法を一部変更します」と題したチラシを全戸配布いたしており、リサイクル素材の収集をステーション回収から戸別回収へ変更することについて周知いたしました。ステーションが遠くて持って行くのがつらいとの高齢者等のお声に応えての実施となります。

また、令和7年1月広報には、令和7年4月からの変更を踏まえた「保存版 ごみ分別ガイドブック」を配布し、令和7年3月広報に「2025年版 広陵町ごみカレンダー」を配布します。

個人情報の的確な管理のために

8. マイナンバーカードに対する不信と不安、混乱が広がっています。本人以外の公的給付金の受け取り口座の誤登録、マイナ保険証への他人の情報の登録、他人の年金記録の閲覧などトラブルが多方面、多数に及んでいます。この大混乱は、昨年10月岸田政権が突如「2024年秋に健康保険証を廃止してマイナンバーカードに一本化する」と言い出し、任意であるマイナンバーカードを強制的に全国民に持たせようとしたことが引き金になりました。マイナンバーカードにはマイナポータルとして29分野の膨大な個人情報紐付けされており、デジタル庁は、利用規約を変更でき、更に紐付け情報を増やすとしており、情報流出や不正利用のリスクが高まることが危惧されます。この個人情報の保護が保障されないことへの不信と不安が混乱を広げています。その不信と不安を解消することなく、「マイナンバーカードの取得促進は、デジタル社会の基盤整備の一部であり、デジタル社会の早期実現に向けこれからも継続して取り組む」(昨年度の町の回答)だけでは不安と混乱を広げるだけです、町民の不信と不安の解消、個人情報の保護に町はどのように取り組むつもりですか。

(回答)

マイナポータルで確認できる情報は個人によって異なりますが、マイナポータルでは、個人情報データの盗聴や改ざんを防ぐために、SSL通信やTLSによる暗号化によって、利用者とマイナポータルの間の通信は暗号化され、傍受による情報遺漏の防止および改ざんの検知が可能となります。また、過去のマイナポータルの利用履歴を確認することができるため、身に覚えのない操作について、確認のうえ気づくことができます。こうしたことから、マイナンバーカードの安全性を町民のみなさんに十分PRし、マイナンバーカードの取得促進にこれからも継続して取り組んでまいります。

9. マイナンバーカードの更新は5年ごとに被保険者自ら（あるいは代理人）が役場に赴き自ら手続きする必要があります。大量の新規発行に伴い5年後の窓口が混雑する可能性があります。そもそも取得者にはこうした仕組みをきちんと伝えた上で新規に発行されたのでしょうか。昨年の回答では「書かない・待たない・回らない窓口」の導入や将来的には「行かない窓口」の構築を上げていることと矛盾しています。

(回答)

電子証明書の更新手続きについては、マイナンバーカードの申請時や受取時に説明をさせていただきます。また、現在は「電子証明書の有効期限は（何）年のお誕生日までとなります。」という5回目のお誕生日を記載したお知らせをマイナンバーカードに挟んで交付しております。将来的には、電子証明書の更新は、マイナンバーカード本体の有効期限と合わせて10年に延長されることが国で検討されております。

10. マイナンバーカードをめぐる混乱は深まるばかりですが、政府は、「デジタル行財政改革」を打ち出し、補助金等を餌に、地方自治体にさらなるデジタル化を強制しています。広陵町では、デジタル化による対応職員は何人配置していますか、外部委託に頼らざるを得ない実態があるのではありませんか。予算措置の内容と民間委託の実態を詳しく教えて下さい。

(回答)

デジタル化による対応職員として、町のデジタル施策を推進していくため、総合政策課デジタル推進室には、デジタルに精通した3名の職員を配置しており、併せて、窓口等でデジタル化に伴うシステム運用等を行うため、従前、デジタル推進担当課に在籍していた職員を、各課に配置しております。次に、民間委託につきましては、町の各事務事業がデジタル化されたことに伴い、システム導入及び運用等で必要最低限の業務を委託しています。また、令和5年度に策定しました「広陵町DX推進計画」を推進するため、今年度から各課にDX推進リーダーを任命し、DXを推進するため、デジタル活用を前提とした政策立案等の職員研修を行ったところです。今後は、DX推進リーダーを中心に、各課のDXを推進していくこととしております。予算措置につきましては、デジタル化を推進するため、電算委託料や使用料を計上しております。今後は、町民の利便性向上をめざして、令和7年2月の運用を予定している、窓口DX SaaSによる「書かない・待たない・回らない窓口」を積極的に推進することや、将来的にはオンライン申請による「行かない窓口」の構築も検討しております。

- 1 1. マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、他人の医療情報が紐付けされていたなど命にかかわるトラブルが多発しています。また、マイナンバーカードを持たない人は、毎年「資格確認書」の申請が必要になり、「申請、更新」を忘れてたり、できなかったら保険税を払っていても「無保険」扱いになり保険診療が受けられなくなります。

今年 10 月、医療機関や薬局の窓口でマイナ保険証により保険資格を確認した利用率は 10%台にとどまり、マイナ保険証に対する国民の不信感は全く払拭されていません。マイナ保険証をそもそも持ち歩かない被保険者が多いとも指摘されています。広陵町での利用実態はどうなっていますか。トラブルは報告されていませんか。

健康保険証は本年 12 月 2 日に新たな発行停止となりましたが、発行済みの健康保険証が使用できなくなると誤解している場合もあります。マイナンバーカードへの一本化は中止し、健康保険証を継続して発行できるよう国に強く要請してください。

(回答)

マイナンバーカードをお持ちでない方やマイナンバーカードと保険情報を紐付けておられない方に発行される「資格確認書」につきましては、毎年申請によらず発行させていただきます。このことから申請漏れや更新忘れといったことはなく、対象者には 1 年の有効期限を迎える前に自動的に送付されることとなります。

本町におけるマイナ保険証の利用実態は、令和 6 年 10 月末時点で、国民健康保険に加入の方 6,198 人中、マイナンバーカードと保険情報を紐付けている方は 4,002 人、約 64.6%おられ、医療機関等での利用率は 20.56%となっております。

本町におけるマイナ保険証についてのお問い合わせですが、12月2日で保険証が使えなくなるのか？いつ資格確認書が送られてくるのか？などのお問い合わせがございましたが、現行の保険証は有効期限まで使用できることや資格確認書は有効期限までに送付することをご説明させていただき、また町広報紙等で周知することで、現在のところ大きなトラブルもなく対応させていただいております。

今後も町広報紙やホームページなどを通じて周知に努めさせていただきます。

公共交通の継続・充実・新設のために

- 1 2. 元気号・公共交通の運行について改善を要望します。

①2023 年 10 月 1 日から「のるーと元気号」が有料運行になりました。その後の利用者数（1 か月の利用者数）は何人になっていますか。また、試行期間と比べて利用者の増減はどうなっていますか。

(回答)

令和 5(2023)年 7 月から運行を開始した「のるーと広陵元気号」の利用者につきましては、実証運行（無償）期間の令和 5 年 7 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日までの利用者数は延べ 4,649 人（1 ヶ月平均 1,549 人）となっております。次に、本格運行（有償）直後の令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの利用者数は、延べ 5,233 人（1 ヶ月平均 872 人）となり、実証運行期間中と比較しますと約 6 割の利用状況となっております。また、令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 12 月 30 日までの直近の利用者数は、

延べ9,329人(1ヶ月平均1,036人)となり、実証運行期間中と比較しますと約7割の利用状況となっております。

現在、運行当初から継続して実施しております各種イベントやHP等による広報活動、区・自治会等での乗り方説明会の開催により、利用者数が増加している状況です。このことから、今後も継続した広報活動を行い、たくさんの方に利用していただきやすい環境を整えていく予定です。

②元気号の運行について改善を要望します。広陵町では、システム等設定変更の努力をして頂いているようですが、待ち時間の短縮は実現されているでしょうか、何分短縮されていますか。高齢者でも比較的体力のある人は今の「のるーと」を日常的に利用されとても喜んでおられます。しかし足腰の弱った者にとっては「あれはダメ」と言い切る人もたくさんいます。待ち時間が長い、バスを待っている間雨よけがなく、しかも座るところもなく体力的に我慢できないと帰ってきた人も出ています。まず、早急に乗降場所に雨よけ、椅子の設置をお願いします。

(回答)

実証運行期間中は1人でも多くの方にご利用いただくことを第一としておりましたので、乗合率を高めた設定としていたため、待ち時間が長くなる傾向となっておりますが、本格運行開始以降、実証運行での課題を解決するため、利用者を目的地まで最短で送迎する等のシステム変更を行い、平均待ち時間を中央値で約5分短縮して運行しております。

また、「のるーと広陵元気号」は5日前から事前予約が可能となっており、現在、利用者の約8割が事前予約により、平均10分以下の待ち時間で利用されております。しかしながら、利用が集中する平日の昼の時間帯は、既に事前予約の枠で埋まってしまうことから、リアルタイム(直前)予約では待ち時間が発生し、利用しにくい状況となっております。このことから、引き続き、事前予約による乗車を広報周知してまいりたいと考えております。

その他、待ち時間に関しましては、電話若しくはアプリどちらからの予約の場合でも利用しやすい環境づくりを行っており、電話による予約の場合は、運行の遅れを加味した時間をお知らせすることで、乗降場所でお待ちいただく時間が短くなるようオペレーションを行っております。また、アプリによる予約の場合は、配車時間が近づくとプッシュ通知による乗車予定時刻のお知らせが届き、アプリ上でバスの走行位置が確認できるようになっております。以上を踏まえまして、現状、雨よけや椅子の設置は検討しておりません。今後も引き続き利用者満足度向上に向けて鋭意取り組んでまいります。

③本当の交通弱者のために「ドアツードア」の運行が必要です。中学校給食では連携している香芝市とも話し合ってぜひ「ドアツードア」を実現してください。隣の香芝市の公共交通は、奈良交通、コミュニティバス6コース、デマンド交通(自宅までの送迎と約310カ所の乗降場所)で構成されています。広陵町は、ホームページで、「ほどよく都会、ほどよく田舎。大阪市へ直線距離で30kmでアクセスも抜群!」「町内には近鉄電

車や奈良交通バス、町のコミュニティバスも運行しており、交通網が充実しています。」
とうたっていますが、大阪に近い香芝市よりも交通網は劣っています。「ドアツードア
は想定していない」とのことですが、広陵町にも香芝並みのコミュニティバスと「ド
アツードア」のデマンド交通（予約式乗り合いタクシー）は必要です。再度要望しま
す。

④特別交付税の支給で、要する経費の 8 割が補填されているはずと説明を受けていま
す。ドアツードア」のデマンド交通実現には柔軟に対応して下さい。香芝市にできて広
陵町にできない理由はないはずで、中学校給食での連携を公共交通でも生かしてく
ださい。

(回答)

各自治体においては、人口、地形などの地域特性及び公共交通に関する課題が異なる
ことから、実施すべき公共交通施策は異なると考えております。

令和 5 年度に実施した広陵元気号の運行再編については、地域分析及び住民ニーズ把
握を行った上で実施しており、公共交通に関する課題を解決できうる施策と考えてお
ります。

また、公共交通施策に活用できる財源も限られていることから、国・県の補助金を活
用し、限られた財源の中で効果的な事業が実施できるよう取り組んでいるところです。
今後も引き続き、のる一と広陵元気号に関しましては利用実態の把握、効果検証を行
うとともに、社会情勢等の変化により運行の見直しが必要となった際には、利用者の
利便性がさらに向上する運行となるよう鋭意検討してまいりたいと考えております。

地方自治の前進のために

13. 広陵町でも「自治基本条例」が発効し 3 年が経過しています。町民の間にはまだ知ら
れている状況ではなく、町も普及に努めておられる所だと思います。昨年にも質問し
ていますが、今回、第 13 条にいう「住民自治」の基礎的コミュニティ(区及び自治会)
について、その成り立ちは、区と自治会では全く違います。そのことの前提に立って、
各区・自治会が持つ、規約、会費、財政状況などの情報を共有し、お互いの理解を深
める必要があると考えます。町は、そのための必要な情報を整理し、公開する事を求
めます。

(回答)

自治基本条例第 13 条の「住民自治」については、町民が積極的に地域課題に取り組
み、町民が主役となり地域の運営を行うことと定めております。

その根幹となる基礎的コミュニティである区・自治会におきましては、それぞれ地域
の実情に応じて住民自治を行っていただいております。

地域運営にあたり、多様化するニーズや課題に対し、取組事例や成功事例の共有など、
他の地域の実情を知ることは、有益であると考え、区長・自治会長会において意見交
換の場を提供しております。

意見交換のテーマや必要な情報については、区長・自治会長会役員会で協議いただき

実施しており、引き続き区・自治会運営の支援を行ってまいります。
なお、地域の情報は地域資産の一つであると考えことから、一律的な公開は予定しておりません。

地域開発とまちづくりについて

1.4. 箸尾準工についてお尋ねします。

- ①現在の計画進捗状況はどのようになっていますか。
- ②企業誘致の結果について、企業名、業種、雇用予定などの情報公開をお願いします。
- ③用地買収・移転補償はすべて終わっていますか。決算の状況を明らかにして下さい。
- ④町に在籍している都市整備課の職員等が、土地開発公社の業務に従事した場合、人件費は町の一般会計に計上されます。不正経理ではありませんか。
- ⑤「周知の埋蔵文化財包蔵地」の発掘調査について、「掘れば掘るほど土器が出土する状況」と聞きましたが、十分に今後の発掘を予定した開発を要望します。

(回答)

- ① 先行して造成工事を開始したB工区につきましては、昨年6月に工事を終え各立地企業に対する土地の引渡につきましても既に完了しております。既に複数の企業が新工場の建設に着手しており新たな活気あふれるまちづくりが始まっております。A工区につきましても、3月には造成工事を完了させ、その後は登記簿を整理した上で立地企業に対して土地の引渡を行う予定です。
- ② 立地企業につきましては、残念ながら都合により1社が進出を辞退されました。その結果、現在では樹脂製品製造業3社、金属製品製造業4社、ダンボール等紙製品加工製造業1社となり全体で8社となりました。なお、新規採用予定者数はさほどの変化はなく、合計で110名余りの計画となっております。なお、具体的な企業名は次のとおりです。三笠産業株式会社、株式会社威臨産業、広陵化学工業株式会社、安田株式会社、近畿アルミニウム株式会社、株式会社西田製作所、株式会社大原製作所、株式会社井上源太郎。
- ③ 用地買収及び移転補償は全て完了しております。現時点における事業費は、昨年10月に議会に対して報告させていただきましたとおり、町から受託して土地開発公社が実施している工事費も含めまして約48億円程度と考えております。土地開発公社の最終的な収支につきましては、現時点で約3千万円程度の黒字となる見通しです。なお、令和元年度分から毎年度の決算報告書を広陵町ホームページで公開しております。
- ④ 町の職員であり土地開発公社の職員も兼務している者は、制度上公社からの報酬を受けられないこととなっているためであり不正な経理であるとは考えておりません。
- ⑤ A工区内には、奈良県遺跡地図に古墳時代から鎌倉時代にかけての遺物散布地として記されている地域があり、試掘調査を経て、発掘調査が必要と判断された箇所は、調査後に開発を進めております。発掘調査につきましては、文化財保護法に基づき、生涯学習課文化財保存室において行い、遺構については写真及び図面

による記録保存、遺物は取り上げた後に実測、保存処理等を適切に行っております。

低廉で安全な町営住宅の確保について

15. 町営住宅の老朽化に伴う建替え計画の進捗とそれに伴う対策のため「空き家」の利活用など再三要望してきましたが、町の回答は「新たに建替えを行う前に」「まずは、古寺町営住宅への移転していただくよう声かけしている」「将来的に人口も減少する中で、新たな町営住宅の必要性についても検討」とのこと。危険な町営住宅の立ち退きは一刻の猶予もありません。古寺町営住宅への移転要望は、他の町営住宅希望の住民を制約するものになります。危険解消には、せつかく町が計画した「空き家等対策計画」の空き家利活用計画を使い、緊急の対策を立てるべきです。直ちに、空き家を活用した移転に取り組んでください。町営住宅の建設を検討された結果はどうなりましたか。

(回答)

町営住宅の老朽化に伴う建替え計画の推進とそれに伴う対策として、空き家を利用させていただくことは、既存建物の耐震性や維持管理の効率性の観点からできないと考えております。町営住宅のあり方につきましては、令和7年度に「広陵町営住宅長寿命化計画」の見直しを行い、住宅需要と供給量の状況把握等を行うことで、町営住宅の建替・改修・用途廃止等の方針を検討してまいります。

道路行政の改善のために

16. 県道川合・大和高田線の安全対策については「毎年高田土木事務所への要望会議の中で対応を依頼していただいている」とのことでしたが、なかなか進んでいません。赤部の土地開発部分は、側溝まで広がりましたが、点滅信号北側の県道は、家屋防御のための擁壁がなされ、車にとっても危険度が増しています。危険の根本は、新家から安部まで、歩道が無い狭小道路になっていることです(わずかに一部設置)。開発された土地でも広げられない原因は、この道路に都市計画決定された道路計画が無いことだと考えます。この県道がなくなるわけでもなく、長い目で見た根本的な解決策が必要ではないでしょうか。また、引続き、危険箇所の強力な改善要望をお願いするところです。

(回答)

県道河合大和高田線の拡幅等安全対策につきましては、毎年県道管理者である高田土木事務所へ要望活動を行っており、近年では赤部区における一部拡幅や疋相区における通学路の安全対策等を実施いただきました。今後も引き続き危険箇所の改善を要望してまいります。

17. 道路の路面整備を遅滞なく、計画的に進めていただきたい。

①停止線等の路面標示は適宜点検しているとのことですが、白線が消えかかっているところが多く見られます。現在の年1回の点検回数を増やし安全対策を強化してください。

②馬見南3丁目からいわゆる「別所坂」を降りた広谷・秋廻り線の交差点は、事故が多く、歩行者用点滅信号はつけられましたが、車を運転する者には相変わらず危険な場所になっています。早急に次の対策をお願いします。

*点滅信号を普通の信号に変更してください。

*交差点のミラーで北側（右側）から来る車が見えるようにしてください。

*道路の植え込みはすぐ伸びて視界が遮られるので、白いフェンスに変えてください。

③みささぎ台は、新たに宅地を購入した方が次々家を建てて住宅が広がってきた経緯があり、その部分は道路が整備されていますが、古い所は道路整備が放置され、草が生え、凸凹の場所が多くなっています。町として計画的に全体の道路整備を行ってください。

(回答)

道路の路面標示の内、停止線や横断歩道等の交通規制を伴う路面標示は、香芝警察署を通じて公安委員会で設置や引き直しを行っていただいております。それ以外の区画線等に関しては、年1回の点検に加えて町職員の日常道路パトロールにおいても危険箇所の情報収集を行い、路面標示の引き直しを進めてまいります。

馬見南3丁目からいわゆる「別所坂」を降りた路線は香芝市道「香芝南廻り線」にあたりますので、管轄である香芝市の関係部局に改善要望を共有させていただきます。

みささぎ台の町道のみならず、町内の幹線道路・生活道路につきましては老朽化が進行している箇所が多く存在しており、損傷状況等を鑑みて計画的に補修工事等に努めてまいります。

18. かつらぎの道の整備について。2年前かつらぎの道の馬見北7丁目と同5丁目の間にかかっている「カツラギ1号橋」の道路が整備され歩きやすくなりました。傷みのひどいところから修理されていると思いますが、通勤通学、買い物、散歩とよく利用されている道なので引き続き整備をお願いします。歩道が凸凹で歩きにくい、転んだとか、自転車で走行しにくいなどよく聞きます。

(回答)

かつらぎの道につきましては、街路樹の生長に伴う隆起や、雨水による土砂の流出等を原因とした舗装面の損傷が進行している箇所について、優先して補修を行っております。安全にご利用いただける道路空間を維持できるよう、継続して補修・改善を進めてまいります。

19. 通園、通学路の止まれの標識が薄く消えかかっているところがあるので、点検して下さい。

(回答)

停止線や横断歩道等の交通規制を伴う路面標示は、香芝警察署を通じて公安委員会で設置や引き直しを行っております。

令和5年度に交通安全パトロール等で修繕が必要と思われる箇所について、塗り直しの要望を行い、香芝警察署の調査の結果、令和5年に横断歩道11箇所、一旦停止9箇所、令和6年に横断歩道33箇所、一旦停止11箇所の標示が修繕されております。今後も、交通規制に係る道路の標示や標識の不具合について調査を行い、適時に香芝警察署に通知し、早期の是正を図ってまいります。

20. 新家長福寺北側の生島宅東側の竹藪が雑草、木々、竹が覆いしげり通行に支障が出ているときが多い。改善の手立てをとって下さい。

(回答)

地権者に通行の支障が出ないように剪定の依頼を行います。

21. 笠ハリサキ線と高田斑鳩線の交わる所（中央公民館と「よってって」の四ツ辻）の東西の信号の待ち時間が長く、車5台くらい通ると点滅に変わり短いです。東西への車の通行量も多くなっているのを改善して下さい。香芝警察署と協議すると回答にありますが、結果をお知らせください。

(回答)

香芝警察署交通課と協議の結果、当該箇所につきましては現状の認識は把握されてるものの、主道路と従道路の交通量から変更は難しい旨の回答を頂いております。

また、現在この交差点周辺の開発も行われておりますので、今後の状況により周辺区長やPTA等から要望があれば引き続き協議を行ってまいります。

22. 百済今市垣内西から村の入り口道路、川の橋が高く、道からの自動車がバウンドして危険、改善してほしい。

(回答)

水路を渡る橋梁であるため、前後の町道に比べ高い位置に設置されておりますが、集落内の生活道路であり、過度な速度での通行でなければ安全に利用可能な構造であると考えております。今後橋梁の老朽化等による架け替えが生じた際には、周辺の高さも考慮した設計に取り組んでまいります。

医療・介護・後期高齢医療などの負担軽減と制度の充実のために

23. 国保の町独自の減免制度は令和5年でなくなり、国保の県単位化で令和6年度から県統一の減免制度が実施されるとのことでしたが、どのようなものですか。また、保険料については、広陵町の場合、どのように変化しますか。

(回答)

奈良県では令和6年度から県内市町村の保険料率を統一し、本町におきましても、令和6年度に県内統一保険料水準になるよう税率改正を行いました。減免制度につま

しても県統一となっており、災害・収入減少・拘禁等・旧被扶養者・生活保護等に対応した5つの要件となっております。

今後の見通しにつきましては、本県の国民健康保険加入者の約半数を高齢者が占めており、また、医療技術の高度化などによる医療費総額の増加が見込まれることから、引き続き計画的・段階的な保険税の改定や収納対策を実行し、被保険者の負担の軽減や公平性の確保に努める必要があると考えます。

24. 国保税、介護保険料、後期高齢者保険料は、余りにも高すぎます。どうしても、政府の負担増額が欠かせません。町は市町村会その他でも、率先して政府への負担増要望を訴えて下さい。

当面自治体で対応するため、応益負担の改善を通して、保険税の減額を推し進めて下さい。

(回答)

今後も県内の他の市町村とも協力しながら、県や国に対して要望してまいります。

25. 国保の子どもに対する均等割は、子育て支援の方針とも矛盾し、子どもが生まれると被保険者負担が増加する制度です。県内の他の自治体との協力した取り組みで廃止するように取り組んでください。「県内他市町村とも協力しながら県や国に要望する」との回答でしたがどこまで進んでいますか。

(回答)

子どもの均等割につきましては、令和4年度から未就学児を対象に5割軽減が導入されています。子どもの均等割廃止につきましては、被保険者間での負担増加につながるものであり、公費による財政支援が必要不可欠であることから、補助金の増額を要望して参りましたが現状では国には響いていない状態です。今後も県内の他の市町村とも協力しながら、県や国に対して要望してまいります。

26. 不妊治療費の助成を毎年要望してきました。「令和3年度から不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減するため一部助成」ととても喜んでいました。「助成金額は夫婦の合計負担額の2分の1、1年間の上限は5万円とし、助成期間は最初に交付した年度から起算して5年間とします」とあります。令和3度から始まった制度で、相談件数はまだ少ないと思いますが、徐々に増額してくださる事を希望します。この助成の事を知らない人も多いと思います。広く周知活動もお願いします。国の保険も具体化されてきました。県も来年度から高度な不妊治療にかかる患者の費用を軽減するため、市町村への補助制度を創設する方針を示しました。患者が負担する医療費の2分の1を県と市町村が補助する内容で県内の39市町村が参加の意向を示しているといえます。日本の2024年の出生数は70万人を割り込むと予想されています。少子化対策は喫緊の課題だと思われます。

(回答)

令和3年度からの新規事業として取り組み、令和5年度は17件の申請がございました。実績を鑑みて令和5年度から予算を増額して確保いたしました。令和4年度から保険適用の範囲が拡充されたことに伴い、申請金額も上限に達する方が減少いたし

ました。令和7年度から奈良県が生殖補助医療助成事業として、市町村への補助制度を新規に予定しているようですので、本町においても奈良県の要綱に沿って事業構築していこうと考えております。周知活動につきましては、申請者の多くが県内医療機関を受診されておりますことと、奈良県からも県内医療機関への周知をされることから、必要な方に情報は届いていると認識しておりますが、引き続き情報発信に努めてまいります。

27. 広陵町内には介護保険施設(介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院)は何軒ありますか、また、養護老人ホームについても同様にお聞かせ下さい。その施設の専門職員の配置は、足りていますか。

(回答)

広陵町内の介護保険施設といたしましては、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設を各2施設ずつ民間法人が設置運営されており、介護医療院につきましては設置運営がない状況です。養護老人ホームにつきましては、1施設民間法人が設置運営されており、人員配置は入居者15人に対し1人の支援員、または介護職員の配置基準が義務付けられており、配置基準を満たしておりますので、引き続き利用者の生活の場として安心安全で安らげる場所を提供できるよう奈良県と共に運営指導をしてまいります。

28. 小規模多機能型居宅介護施設はありますか。なければ誘致する努力は行っていますか。

(回答)

令和7年1月1日現在、広陵町内におきまして小規模多機能型居宅介護事業所の設置運営はございませんが、介護保険サービスの安定したサービス提供のため、広陵町第9期介護保険事業計画において必要量を見込んでおり、令和8年度に民間法人において設置される見込みです。

29. 広陵町内のサービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホームの実態を教えてください。

(回答)

令和7年1月1日現在、広陵町内におきましてサービス付き高齢者向け住宅の設置運営はございませんが、住宅型有料老人ホームにつきましては、1施設民間法人が設置運営されているところです。

30. 広陵町の地の利を生かした取り組みも重要です。その一つに、竹取公園、馬見丘陵公園があります。散歩、ラジオ体操などに利用されている方々があります。これらの公園等の活用で、介護予防や健康づくりに取り組むことも重要です。まず、利用の実態を調査し、活用に結び付ける方法・啓発等意見を求めてはどうでしょうか。一例として、二上山を活用している太子町では、正月に、頂上で甘酒会、抽選会や、月に一回第一日曜日に朝粥会を行っています。このような取り組みを参考として実施してはどうですか。

(回答)

2022年に本町が実施した健康とくらしの調査結果から、広陵町は公園や歩道が徒歩圏内にある人の割合が高く、自然と歩行や活動、社会参加につながりやすく介護予防になっていることがわかっています。この結果は、広陵町の強みであるため、すでに広報掲載や通いの場参加者等にも周知するなど普及啓発しております。

今後も引き続き、広く住民の皆様に周知し、主体的活動としていただけるよう努めてまいります。

31. 広陵町介護保険事業計画で第9期計画期間の介護保険料は、第1段階から第3段階までは減額になり、第4段階から第12段階までは引き上げとなり（第13段階が新設された）、基準額（第5段階）は年67200円から72000円に引き上げられました。国が示す推計方式を踏まえて値上げは避けられませんでした。制度当初から保険料は3倍になっています。加入者特に第1号被保険者の内、第5段階（本人市町村民税非課税・令和3年度から）までの方が全体の47%に達しています。これらの方の国保税や後期高齢者医療保険料など合わせれば、負担の限度を超えています。この現状を無視した従来の算定のやり方は改めるべきです。まず、策定委員会にも、この加入者の現状を報告し意見を求めるべきだと思います。

さらに、国が示す介護保険制度の、公費50%、保険料50%のあり方では、高齢化による介護保険利用者の増加は想像されたものであり、負担が増えます。当然、公費の負担割合を増やすよう、国や県に強く求めるべきです。これらの議論も策定委員会に町として示してください。また、現行1割負担の人の利用料を2倍にする案の検討は昨年度見送られたとのことですが、国・県に対し直ちに検討を中止するよう申し入れてください

(回答)

介護保険料の段階設定については、第9期計画策定時に国の基準が13段階と見直され、本町でもこれに倣い12段階から13段階制と設定し、策定委員会においても報告しております。高齢化に伴い介護保険サービスの需要はますます高まり、保険料の負担が大きくなると予測されることから、町村会を通じて国庫負担割合等の公費負担の引き上げを要望しております。

32. 介護事業所に支払われる介護報酬では訪問介護報酬の引き下げが決まりました。事業所によっては経営を維持できないとか、利用者は介護保険料を負担しているのに利用できなくなる事例も発生しています。厚労省の方針に、深刻な介護従事者の人手不足を背景に、施設での情報通信技術の活用と引き換えにした、職員の配置基準の緩和が目立ちます。今この時期に、施設では抜本的な人員確保、増員こそ求めています。介護職の平均給与が、全産業平均より月7万円も低いという実態があります。報酬を引き上げ、働く環境を良くした取り組みを、国・県に強く求めてください。

(回答)

令和6年度の介護報酬改定により訪問介護の基本報酬引き下げとなり、介護事業所の経営への圧迫及び利用者への影響というところにおきましては、理解をしております。

本町といたしましては、訪問介護職員のモチベーション向上を図る整備が不可欠であることは認識しており、人材確保に向けて職員の待遇改善・人材育成・生産性の向上などの取り組みに役立つ情報を提供するとともに、今後も県や国への要望の際には、働く環境の改善を求めてまいります。

33. 政府の社会保障費削減路線により、後期高齢者医療の国負担が当初より下がり続けています。高齢者医療費(老人医療費)の国庫負担は、制度が始まった1983年度、約45%、その後も落ち込みは続き、2008年の後期高齢者医療制度の導入以来さらに落ち込みが続き、現在、33%前後になっています。この点で注目されるのは、全国後期高齢者広域連合協議会が国への「要望書」の中で、高齢者医療を真に持続可能とするため、「定率国庫負担割合の増加」を求めるようになってきていることです。要望書は「……地方公共団体……関係団体の意見を十分聴取し、定率国庫負担割合の増加を含めた公費負担の割合の見直しを行う……など、高齢者にとって過剰な負担とならないよう対策を講ずること」としています。この点を加入者にも説明しながら、町としても、国に強く要望して下さい。奈良県広域連合が加盟する全国後期高齢者医療広域連合協議会からの要望について国はどのような回答でしたか。

(回答)

後期高齢者医療制度につきましては、奈良県後期高齢者医療広域連合が加入する全国後期高齢者医療広域連合協議会において、「後期高齢者医療制度に関する要望書」を令和6年6月24日付けで提出いたしました。

回答につきましては、

【定率国庫負担割合について】1. 後期高齢者医療については、現状でも公費負担割合は2分の1となっており、さらに、そのうちの3分の2を国が負担するなど、国として、安定的な保険財政の確保に向け、必要な財政負担を行っており、今後、医療費の増大が見込まれる中、国庫負担の額も増加する見通しとなっている。その上で、更なる定率国庫負担割合の増加については、財源確保の観点から課題があることをご理解いただきたい。

【財政安定化基金について】2. 財政安定化基金については、給付増や保険料収納不足などにより財源不足となった場合に備え、国・都道府県・広域連合が拠出して都道府県が設置することとなっているが、法律上の経過措置として、当分の間、広域連合における保険料率の増加抑制に充てることが可能と定められているところであり、現時点でこの規定の見直しを行う予定はない。

3. いずれにせよ、今後の制度改正の検討に当たっても、低所得者の負担にも配慮しながら、必要な保障が欠けることのないよう丁寧に検討してまいります。」

との回答がありました。

今後も、後期高齢者医療広域連合と連携を図り、継続して国への公費負担の増額や、新たな仕組みづくりや財政措置を行うことを要望してまいります。

34. 後期高齢者の健康診査を集団健診(がん検診とその他の健康診査を同時に実施)で実施してほしいという要望に対して、前回の回答で「がん検診は切り離して個別に検診

したほうが受けやすい」と言っていますが、がん検診を希望する人は2度検診を受けることが必要になり、明らかに負担が増えます。ぜひ集団健診を再開してください。また、乳がん検診（マンモグラフィ）に加え超音波検査も実施してください。

(回答)

後期高齢者の健康診査につきましては、集団で実施するよりも、より受けやすくなるように、令和2年度に集団健診を実施した三恵クリニックと、胃、大腸がん検診及び肝炎ウイルス検査を個別に契約しており、健康診査との同時検査が可能となっています。集団健診のように日時を限定することなく、ご自身のご都合に合わせた日程で、またご希望の場合には同時にごがん検診等のオプションも合わせて受けていただけるよう変更をしたものとなっております、利用者からは好評をいただいております。

乳がん検診超音波検査につきましては、厚生労働省の研究において、現在のところ、乳がんの死亡率減少効果について根拠となる報告はされていないため、導入につきましては、今後も国の動向を確認しながら検討するとともに受診者の利益となるような検診を目指まいります。

35. 高齢化による補聴器支援が全国で進んでいます。何十万円もする補聴器を買えず人と話すことが億劫になり家に引きこもり認知症が進んでしまうことが多く見受けられます。また家庭内においても「聞き返すと怒鳴られるからじっとしている」事例もあります。こういう高齢者が多数おられると思います。補聴器助成は認知症予防に効果のあることから県内でも助成自治体が増えています。軟骨伝導イヤホンなども視野に入れた支援を図るべきです。

(回答)

高齢化による補聴器購入支援につきましては、現時点では国・県の補助等がなく、町の単独事業となること、また、高齢者によっては、補聴器（軟骨伝導イヤホンなど）の取扱いが難しく購入しても有効に使用できず、効果的に使用するには調整や慣れに時間を要することが想定されることなどから、慎重に取り組むべきであると考えており、今後の国・県の動向に注視してまいります。

生活保護と無料低額診療事業について

36. 昨年要望書で、「2013年から15年にかけて、生活扶助基準を平均6.5%引き下げられ、住宅扶助や冬期加算も減額されています。」と訴えました。この物価高の折、最も深刻な影響を受けています。生活保護世帯に対して冬の寒さしのぎにも対応した「緊急」の生活援助金の支給を検討してください。昨年も質問しましたが、引き下げは違反との判決が相次いでいますが、生存権を守るための生活保護基準引き下げに反対の立場を、広陵町も福祉事務所がないと言うだけでなく、積極的に引き下げを元に戻すよう、県・国に発信して下さい。さらに、この冬も寒くなると予想される中、国・県の支援を待たずに、広陵町は独自に生活保護者や低所得者層への暖房支援を実施して下さい。

(回答)

生活保護費引き下げに関する訴訟については、国の対応を待ってまいります。本町では福祉事務所を設置しておりませんので、生活保護費の基準についても県の対応に従うこととなります。国では、物価高への対応として令和5年度から令和6年度の生活保護費について、1人あたり月1,000円の特例加算を実施するとともに、令和4年度までの支給額を下回らないようにする据え置き措置が実施されております。令和7年度につきましては、物価高がさらに進んでいるとして、1人あたり500円の引き上げをおこない月1,500円とする方向で調整をされていると伺っております。

生活援助金の支給については、令和3年度及び令和4年度における新型コロナウイルス感染症による非課税世帯等給付金や令和5年度における価格高騰緊急支援給付金により生活保護世帯全体を含む低所得世帯への支援、更に令和6年度におきましても令和5年度で対象とならなかった方に支援をしております。また、令和6年11月22日閣議決定がなされた「重点支援地方交付金」のうち「低所得世帯支援枠」についての支援事業を早急に給付できますよう進めているところです。

すべての子ども・学生の学びと成長を保障するために

37. 小学校の35人学級が全学年でやっと実現しました(奈良県)。しかし今、子ども達はたくさんの学習内容、タブレット、デジタル教科書に追いまわられているのではないのでしょうか。教員の忙しさもあいまって、理解しないまま、宿題になっているとの声もききます。35人学級から30人以下学級へ、中学校の35人学級の実現を強く求めます。広陵町として国、県に要望を強めて下さい。

また、昨年の回答で通級指導教室を町内で2校設置しているとのことでしたが、他の学校は現状として必要ないということなんでしょうか。別項でインクルーシブ教育の更なる推進とあります。全ての学校に設置をもとめます。

(回答)

小学校では全ての学年で35人学級編成となり、中学校でも令和9年度新入学生から35人学級編成を実施していく方向性が国から示されたところです。しかし、よりきめ細やかな指導や教員の負担軽減のためには、各校それぞれの学年、学級の実態に応じた少人数指導や少人数学級編成を実施することが必要であることから、引き続き、少人数指導体制のための加配について、国や県に要望してまいります。

また、通級指導教室につきましても、小学校で2校、中学校で1校開設しておりますが、教員の基礎定数により、全ての学校で開校できない状況でございます。現在開設していない学校には開設校の担当教員が巡回訪問を行い指導しておりますが、全ての学校に通級指導教室が開設できるよう、教員の加配配置についても併せて要望してまいります。

38. 教員不足、教員になりたい若い人が少なくなっています。教員の時間外労働や授業時数の多さなど解決しなければ改善しません。教員の大幅な増員を県、国に強く求

めて下さい。今年度、広陵町の現状はどうでしょうか。教師不足にならないようお願いいたします。

(回答)

近年、全国的に教員不足が深刻な問題となっています。その原因として、長時間労働や過重労働によって教員を目指す若者が減少していることに加え、病気休暇や育児休暇といった長期休暇を取得する教員が増加していることが挙げられています。本町においても、学期途中での長期休暇取得や退職した教員の補充ができず、非常勤講師や教頭が代理を務めている学校もあり、奈良県教育委員会に教員の早期増員を強く要望しているところです。

また、本町では教員の働き方改革として、教員の業務支援を行う「スクール・サポート・スタッフ」の配置や、保護者対応等で困難事例が発生した際、教員に過重な精神的負担とならないよう、弁護士に相談できる「スクール・ロイヤー制度」を設けています。今後も、教員の働き方改革に努めるとともに、引き続き、県教育委員会へも教員の増員を要望してまいります。

39. 不登校の児童生徒が全国で 33 万人を超えています。保護者も教員も悩みながら一人一人に向き合っておられることと思います。昨年の回答で高田市と連携による「かたらい教室」で一定の効果とありましたが、広陵町の子どもたちはどの程度行っているのでしょうか。また支援施設の設置に向けて検討とありましたが現状どうなっていますか。

保護者の時間的、金銭的負担も大きくなってきます。仕事にも行けないとの保護者の声もあります。町での支援対策をお願いします

(回答)

大和高田市教育支援ルーム「かたらい教室」には、令和5年度は10名、令和6年度は2学期末現在で6名の登録があり、子どもそれぞれの状況に合わせて利用している状況です。

本町における不登校児童・生徒への支援としましては、令和6年度から家庭訪問支援事業を開始しておりますが、令和7年度には町内全ての小学校で別室登校が可能となるよう、校内教育支援センター開設にかかる支援員の配置についてなどを予算要求しているところです。

40. ICT などの活用にあたっては、新たな格差を生まないようにしていただきたい。さらに機器の利用について教員や児童生徒をサポートできる支援員を配置していますが、実際のサポートはどのようになっていますか。さらに事故で損傷したパソコンの修理費用は自治体が負担するようして下さい。学習端末の修理件数は年々増えることが予想されるが、この修理費用まで保護者が負担するのは厳しい生活の中で負担額が大きいのではないかと。町は保護者の負担額を見直して減額を図ってほしい。

(回答)

GIGAスクール構想の本格導入に伴ってICT支援員を配置し、端末に不慣れな

教員や児童・生徒の操作補助を行う授業支援や、オンライン学習ツールの活用方法に関する教員研修等を中心に支援を行ってまいりました。端末操作にも慣れてきた現在は、教員の教材作成や、新規採用教員への研修などが主な支援内容となっております。

学習用端末の修理費用につきましては、通常使用による故障に係る修繕の場合は公費負担とさせていただいておりますが、誤った使用方法が原因による故障に係る修理費用に関しては保護者に負担をお願いしております。この際の負担割合は、令和5年度は50%、令和6年度は25%というように、機器の経年劣化を考慮し変動させておりますことを申し添えます。

今後も、「物を大切に扱う」ことを意識させるという考えのもと、児童・生徒の学習用端末の活用を推進してまいります。

- 4 1. 児童館については地域の子どもの居場所の確保を検討していくとの回答にありました。気軽に行けて常駐の指導員さんがいて見守ってくれる。親、先生以外の大人に見守ってもらう環境は子ども達の成長にとっておおきな意味をもちます。早い実現をお願いします。

(回答)

子どもの居場所確保につきましては、現在も引き続き検討中でございます。

子どもや若者、子育て世代の方から意見を聴き、子どもの居場所づくりをすすめてまいりたいと考えます。

- 4 2. 小学校及び中学校の女性トイレに生理用品を置いてください。回答には「経済的な理由や忘れた場合を除いては自身で用意してほしい。」とありますが、経済的な理由で生理用品を用意できない生徒が増えています。女性トイレに生理用品を置き始めた学校は県内にもあります。

町内の数か所の防災施設に生理用品が備品として30個ずつあると聞いています。生理用品は3年で劣化するともいわれているので、劣化前に学校のトイレに置き、順次新しい用品に代えてください。

(回答)

町内小中学校では、保健室に生理用品を常備し、必要な児童・生徒からの申出により配布しており、各学校のトイレには備え付けておりません。その理由は、予めから回答しておりますとおり、様々な理由で生理用品が用意できない児童・生徒の状況を、学校の養護教諭や担任が把握し、必要な支援を行えるようにするためでございます。また、「必要な用品は自分で準備できること」は、生きる力を育むうえで大切な要素になります。教育的な面からも各学校のトイレに備え付けるのではなく、特別な理由がある場合を除いては、自身の生理用品は自身で用意してほしいと考えております。

- 4 3. ランドセルからランリュックへの変更を検討してください。

ランドセル、ランリュック等選択しやすいよう、やはり教育委員会が各学校、家庭

に周知して下さい。ランドセルの重さや高価であること、健康面で腰痛や肩痛などを指摘する声もあることから自治体で無償配布したり、ランリュック等も販売もされ、ランリュックが知られるようになってきました。しかし、現状では慣習として使われ続けています。「ランドセルは強制ではない。ランドセルでもランリュックでもよい」と通知してもらうことで選択しやすくなります。ゆくゆくは入学祝いとしてランリュックの無償配布が検討されることを願います。

富山県立山町では、教育委員会がコロナ禍で若い世代の経済的負担が懸念されている、新入学児童の保護者の支援になればとランドセル代わりにランリュック無償配布と報道されていました。軽量で安価なランリュックの検討をお願いします。

(回答)

通学用カバンにつきましては、小学校にご相談いただきランリュックを使用させていただくことは可能です。昨年度も回答しておりますとおり、通学用カバンや制服などの入学準備品の案内については、各学校の実情に応じて学校主体で進めるものであり、教育委員会として案内するものではない旨、ご了解ください。

- 4 4. 学校での暑さ対策を考えて下さい。家から持っていく水筒だけでは足りないことがあります。ウォーターサーバーの設置も検討してください。

(回答)

水分補給のために必要な水分量をご家庭で考え、子どもたち一人一人の必要量に応じて水筒の持参をお願いしています。また、持参した水筒だけでは足りない場合には、学校の水道水や設置している冷水機の水を飲用できる状況にありますので、現時点でウォーターサーバーの設置は考えておりません。

気温が上昇する夏季期間や猛暑が続く時期の熱中症対策については、各学校に対し指導を行うことで事故防止に努めています。

- 4 5. 給食費について、昨年4月から義務教育の3人目は4千円の減額となり歓迎されていますが、義務教育段階で3人というのはあまり標準的ではありません。上の子が高校進学で義務教育を終えた場合でも無条件で3人目は無償にできないでしょうか。少子化の中、頑張って子育てしている世帯への支援をお願いします。また、この制度では対象外の第二子・第一子への給食費無償化を早期に実現するために、必要な予算の確保を国や県に強力に働きかけて下さい。

(回答)

学校給食に係る食材費は、学校給食法第11条に基づき、児童・生徒の保護者にご負担いただいておりますが、要保護・準要保護家庭については全額を公費で補助しているほか、子育て支援として多子世帯支援金を支給しているところです。本町の財政状況や費用負担の公平性の観点から、当面は同様の支援を継続してまいりたいと考えております。

なお、国及び県に対しては、公教育の機会均等の観点からも給食費は地方自治体が自主財源で無償化するのではなく、全国一律の対応とするよう、法改正や財政措置等を要望しております。

46. 小学校の給食費は4200円を4600円に値上げされましたが、令和7年度までは400円町補助し4200円を保護者より徴収とされました。給食費無償化に取り組む自治体の数は547(2023年9月調べ、2024年6月文科省公表)となっています。国や県の無償化への要望をどう進められてこられましたか。町独自の無償化を強く求めます。と同時に4600円への値上げを撤回して下さい。

(回答)

国や県への給食費無償化要望につきましては、前項(45)のとおり、「政府予算編成に関する提案・要望」の中で、法改正や財源措置等を要望しております。

令和4年12月にご可決いただきました給食費の改定は、給食の質を維持するためには必要なものと考えておりますが、物価高騰に対する支援として、値上げ分400円を令和7年度末まで公費負担としているところです。引き続き、社会情勢などを鑑み、値上げ分の公費負担について検討してまいります。

47. 昨年のオーガニック給食に対する要望に対し、回答では、「自然農法による小松菜とにんじんを提供したが高額な費用や残食が多く、続けていくのは難しい」とありましたが、全国ではオーガニック給食推進協議会を中心に積極的な取り組みが広がっています。広陵町でも長い視野に立って、農家やJAとの連携、体制づくりも含めて積極的に推進してください。

(回答)

安定した学校給食の提供のためには、安全な食材の選定と併せて、その食材が確実に納品されることが重要です。オーガニック給食を実施するためには、オーガニック(有機栽培)農産物を取り入れる必要がありますが、日本の有機農業取組面積割合は低く、流通量も多くはありません。このため必要量を調達できない、又はコストがかかるため決められた予算では必要な栄養量が確保できないという問題が生じる恐れがあります。

学校給食に有機農産物を取り入れるには、まずは、その流通量を増やす施策が必要であると考えます

48. 学校給食食材の残留農薬検査において、昨年度の回答で、要望に応じて、令和4年度3学期から検査項目を増やし、ネオニコチノイド系7種を含む232項目の検査を実施していると明らかにされたことを歓迎します。また今後は、生の検査データを公開できるように努めていくとありましたが、何時から実行されていますか。直近の検査データを回答書に添付してください。

(回答)

学校給食食材の残留農薬検査については、学期ごとに1回、年3回の検査を毎年実施し、その結果を町HPで公開しているところです。昨年度のご要望を受けて中学校給食センターと調整し、公開資料を従来の総括的な検査結果表から、232の検査項目ごとに結果を表示した検査結果一覧表に変更して公開する予定です。なお、HPの更新は1月下旬を予定していますのでご了承ください。(直近の検査データは別添)

49. 学校給食パンへの国産小麦の使用は安全上も食料自給率の向上のためにも重要です。パン用に開発されたとされる県産小麦「はるみずき」の使用実績、評価はどうか。現状は県産小麦は10%配合で使われているとのことですが、県産小麦100%にする上での障害は何ですか。

(回答)

現在、給食に用いる小麦粉は奈良県学校給食会から購入しておりますが、これには国の検査に合格したカナダ産、アメリカ産の玄麦を製粉工場で加工したものに、10%の奈良県産小麦が配合されています。奈良県産小麦につきましては、令和6年冬に「ふくはるか」から「はるみずき」に置き換わるとされていましたが、現時点では未だ「ふくはるか」配合分が使用されているため、使用実績及び評価に関する回答はいたしかねます。

なお、我が国における小麦の食料自給率は15%程度ですが、奈良県の小麦平均収量は全国平均の6割弱でしかなく、奈良県学校給食会で調達する小麦を100%奈良県産とすることは困難であると思われまます。また、本町が独自で奈良県産小麦を調達するには、費用面や給食用パン製造業者との連携が難しくなるなど様々な面で支障が生じるため、当面は現行どおり奈良県学校給食会から調達したいと考えます。

50. 農民連食品分析センターによる調査では輸入小麦使用の多くのパンからグリホサートが検出されています。グリホサートの有害性も問題になっており、学校給食用のパンに国産小麦を使用する動きが広がっていますが、パン用に開発された県産小麦（はるみずきなど）の生産、給食パンへの使用状況はどうなっていますか。

(回答)

奈良県学校給食会では小麦粉の残留農薬検査を年4回実施しており、今年度においても基準値を超える残留農薬は検出されておりません。また、品質検査も毎月行われ、学校給食用小麦粉品質規格に適合している旨を奈良県ホームページで公開されています。なお、奈良県産小麦の使用状況については、前項(49)で回答したとおりです。

51. ゲノム編集食品の実用化の動きが強まっていますが、ゲノム編集食品は、食品としての安全審査はされておらず、また表示義務もなく、不安がもたれています。昨年度の回答で町もこれを認め、今後も安全性や環境への影響が確認されていないものについては原則使用しないと明言されています。この方針を必ず堅持してください。また、トマトについては生野菜としては使用しておらず、ホールトマトやトマトピューレなどの加工品を使用しているとのことですが、これらの加工品にゲノム編集トマトが使われていないことは確認していますか。

(回答)

小学校及び中学校給食センターにおいて、安全性や環境への影響が確認されていない食材は原則使用しないという方針に今後も変わりはありません。

トマト缶及びケチャップについては、年間を通じて同一の納入業者から同一の製品

を調達しているため、契約時にゲノム編集トマトが使用されていないことを確認しています。トマトピューレにつきましては、発注ごとに見積徴集のうえで納入業者を決定し取扱商品も変わることから、その都度、納入業者が製造元にゲノム編集トマトが使用されていないことを確認しています。しかし、いずれも口頭による確認にとどまっているため、今後はよりよい確認方法について検討してまいります。

- 5 2. 希望すれば誰もが高校や高等教育を受けることができるように、返済の必要のない奨学金制度の充実を目指して取り組んで下さい。町が運営している奨学金制度については維持・拡充（対象人員・金額等）をお願いします。日本の教育費は異常に高く、アルバイトに追われてまともに勉強できず、高等教育を終了しても、既に数百万円の「奨学金という名のローン」を背負って社会に出る異様な事態が広がっています。町の取り組みと合わせ、国に対しても返済の必要のない奨学金制度の充実を求めて下さい。国に奨学金の充実を要望すると昨年の回答にありましたがどのような場で要望されましたか。

(回答)

国及び奈良県の就学支援制度も充実され、高等学校の授業料が実質無償化となっている中、返済の必要がない本町の奨学金制度は、高校生活を支援する一助となっているものと考えております。しかし、年度によっては申請者数が予算確保している人員に満たないこともありますので、必要な方に適切に制度を利用していただけるよう、今後も制度の周知に努めてまいります。

なお、国への要望につきましては、「令和8年文教施策と予算に関する要望」の中で、県を通じて就学金制度の充実等を要望しております。

- 5 3. 危険な大阪・関西万博に子どもたちを連れていかないで下さい。

去る3月28日ガス爆発事故が発生した夢洲はもともとゴミの最終処分場でした。この事故は当然予想された事故であり関係者のショックは計り知れません。また夢洲に渡る方法は鉄道と橋による2カ所しかなくまさかの時の対応も不安です。さらに最高時14000名もの児童生徒が訪れる際には屋根のあるところに入れるのは2千名程度と言われ、昼食はいったいどこで摂ったらよいのか雨天時だけでなく酷暑の時期にも不安がよぎります。

本年9月の県教委からの問い合わせに対し、町内7校のすべてが参加の申し込みをしたとのことですが、これらのことを十分に検討された結果なのでしょうか。下見をして安全性の確認をされた上での結論なのでしょうか。そもそもどのような教育的効果を期待しているのですか。

こうした場所に子どもたちを連れて行くことは危険極まりないものです。

さらに夢洲は大阪関西万博会場隣にIRの会場整備が進んでいますが、ギャンブルを公認し、ギャンブル依存症を発生させるものでまったく非教育的施設であることは疑いありません。これらのことも考慮して、危険な大阪・関西万博に子どもたちを連れていかないで下さい。

(回答)

大阪・関西万博については、奈良県の「大阪・関西万博 子ども招待事業」により、町内全ての小中学校が学校団体来場仮予約を済ませています。今後、下見を行う機会がございますので、その際には休憩場所などの確認だけでなく、災害など様々な場面を想定した下見を行うよう、各学校に伝えております。

20年ぶりに日本で開催される国際博覧会であり、学校では貴重なめぐり合わせの一つと捉えて、博覧会をこどもたちに体験させたいと考えていると存じますので、教育委員会としましては、学校の意向を尊重したいと考えております。

図書館行政の改善のために

54. 昨年の要望に対し、「町内の全小中学校と図書館のシステム（データ）連携を行ったので町立図書館の本をそのまま学校で貸し出しできるようになりました」との回答を頂きましたが、図書館に直接確認したところ、実際にはまだ貸し出しできるようにはなっていないとのことでした。何時から借りられるようになるのですか。以前からお願いしている移動図書館もぜひ検討してください。

(回答)

学校図書館における児童への貸し出しについてはデータ連携完了と同時に行っていましたが、地域住民の方への貸し出しについては令和6年11月から実施しています。小学校の図書室を地域住民の方に利用していただけるよう開放し、町立図書館の本の貸し出しや予約ができるようになっております。現在、誰でも直接ご利用いただけるのは、広陵西小学校・広陵北小学校・真美ヶ丘第一小学校の3校です。開放日等については広報や図書館ホームページなどで周知をしております。

子どもたちの安全が最優先であることから、制約を設けた短時間での開放となっておりますが、費用対効果の面で移動図書館ではなく、まちじゅう図書館の取り組みで地域の方の読書環境向上に努めてまいります。

55. ブックポストについて、昨年、「学校や商業施設などへの設置は引き続き検討している」と回答を頂いていますが、この1年間、何か所増やして頂きましたか？今後の増設計画があれば教えてください。

(回答)

令和6年4月からイズミヤ広陵店のまちじゅう図書館にブックポストを設置いたしましたので、令和6年度で1か所増加となっております。

ブックポストは設置しておりませんが、11月から開始しております学校図書室開放時にも学校司書に手渡す方法で町立図書館の本の返却ができます。

今後は、図書館本館へ来館し本を借りる機会も大切にしながら、回収コスト面や全体的なバランスを考慮し、ブックポストがない地域に設置を検討してまいります。

中央公民館の建て替えをはじめとする公共施設の充実について

56. 中央公民館早期建て替えにむけて、具体的にどのように取り組まれますか。今年中央公民館建て替えについては、2019年9月議会で「おおむね5年をめどに基本方針を決定しその後早期の建て替えを目指す」と表明されました。2021年5月「建て替えを要望する会」と町長との懇談会では、「5年以内に方針を決定し、5年以内に建て替える」と明言されました。そしてその年の7月議会で、3期目の町長就任にあたり、「任期中に目処をつけたい」「目処」については「予算の確保、建設計画の策定」と明確に答弁されました。建て替え表明後5年あまり経っていますので、残り5年で完成・共用開始であると私達は理解していました

ところが、昨年6月議会で町長は建て替えを否定され、機能移転する、「私は元々改修が考え」と発言。突然のこの発言には驚きと怒りを禁じえません。これまで積み上げられてきた「広陵町の公民館建替及び文化芸術の振興のあり方検討委員会」の答申や「文化芸術推進基本計画」はどこに反映されているのでしょうか。東洋大学PPPに委託、実施された「2000人アンケート」の結果などを踏まえ公民館の再整備基本方針を決められた」ということですが、庁舎も含むこの町の再整備計画です。広く住民の声や「建て替えを要望する会」の意見を真摯に聞くべきです。

11月9日「広陵中央公民館再整備基本方針説明会」が育成クラブや利用者対象で開かれました。質疑応答では、数々の疑問点、怒りの声、意見が出され、再度説明会を開くこと、議事録作成することなど確認されました。ここで一度立ち止まる(凍結)ことの要望もできました。

1万人の署名の重みと願いを尊重していただき、公民館の機能移転ではなく、子どもから高齢者全世代の町民が集えて豊かな文化活動ができる、そんな社会教育施設の役割を担う公民館を要望します。

(回答)

令和6年11月9日の広陵中央公民館再整備基本方針説明会において、再整備を行うに当たり、令和4年度には「公共施設の安全性」「財政的負担の持続性」「現在の中央公民館が果たしている機能の確保」を同時に実現する方法を検討し、令和5年度には、令和4年度の基礎調査結果を踏まえ基本方針案を精査するため、建築面、都市計画面及び財政面等を考慮し、住民アンケートや住民ワークショップに、併せて民間事業者へのサウンディング調査を実施し、改修予定の公共施設への民間投資(歳入確保)の可能性を検討した旨を説明しました。

再整備基本方針としましては、アンケート結果等を踏まえ、住民の支持が一番多かった3案の集約再編案をベースに民間投資の可能性が期待できること、また、中央公民館及び庁舎の老朽化問題を一括して解決するため、整備の時期を2回に分けて行い、公民連携事業による整備とします。

今後は、令和5年度に策定した基本方針等を踏まえ短期的には、①はしお元気村を改修の上、中央公民館としても利用できるように、グリーンパレスを現状のまま中央公民館として利用できるようにします。

また、中長期的には、①グリーンパレスを除却し、跡地に役場庁舎と中央公民館の

複合施設を建設するとともに②さわやかホールを改修の上、庁舎及び中央公民館の一部の機能にも利用できるようにしていきます。

57. 昨年の回答で、アンケートで「利用したい施設がある、利用者の選択肢が増える」との回答があり、実証実験は有効であったと推測されるが、再検証の必要があるということで、令和6年3月31日まで第2弾の実証実験を御所市を追加した4市4町で実施していますとありました。その結果、どういう方向性が出されたのでしょうか。確かに広陵町にない講座などがあって共同利用はありがたいですが、実質的に他市町村まで出かけるのは、交通の便時間的制約などごく限られた人になります。やはり町で公共施設の充実が大切なのではないですか。他からの希望者があれば、お互いに快く受け入れていくということではないのでしょうか。

(回答)

第2弾の公共施設の共同利用の実証実験を令和5年10月1日から令和6年3月31日まで（予約受付は令和5年7月31日から）実施した結果、8市町の相互利用の予約件数は、152件であり、前回の81件を大きく上回る結果となりました。

また、利用者アンケートでは、回答者の8割以上が利用施設に満足していること、相互利用の継続を希望されている方も一定数おられることも把握できたところで、このことにより、公共施設の相互利用が有効であることが判明したため、4市4町での相互利用の本格運用に向けて協議を進めているところです。今後、広域利用が本格化されれば、次に施設の運営や管理につきましても、広域連携の検討を実施してまいりたいと考えており、そうなれば、広域でのソフト事業の実施も可能ではないかと考えております。今後も、引き続き利用者満足度の向上に向けて鋭意検討してまいります。

58. 「受益者負担の原則」を持ち出し、これまで無償あるいは低料金で利用出来る公共施設の有料化や値上げは行わないで下さい。日程変更の場合、料金の二重取りはやめていただきたい。

(回答)

令和5年4月1日から施行の社会体育施設の使用料の改定につきましては、令和3年度より当該検討委員会に付託をし、協議を進めてまいったものでございます。

受益者負担の基本方針といたしましては、第1に負担の均衡として、公費負担と受益者負担の均衡を考慮し決定されることが望ましく、「必需性」と「市場性」をサービスの性質を分類し、公共性等を鑑み負担割合を設定されるものであります。第2に負担の公平として、サービスを利用する者と利用しない者との負担の公平を図るため、施設維持にかかるランニングコストを対象として算出するものであります。第3に応能の負担として、受益者間の負担能力の著しい差異や、市町村の政策等を考慮し決定するものであります。(減免制度及び経過措置)

これらを総合的に勘案し、老朽化が懸念される公共施設としてのサービスの継続と、適正な維持・管理を目的に、使用料の改定を行ったものです。

また、町立体育館における使用日の変更につきましては、当該条例及び施行規則に基

づき適正に運用されているものと考えておりますが、引き続きご理解いただけますよう、使用料の改定と併せ、住民に幅広く周知し、丁寧な説明、対応に努めてまいります。

また、中和・西和広域連携検討会では、参加する近隣市町の社会体育施設を相互利用できる運用方法について現在検討されており、参加市町の住民が利用しやすい環境の整備に努めてまいります。

“いのちの水”を確保するために

59. 近年、全国各地の水道水や河川の水から PFAS（有機フッ素化合物）が検出され、健康への悪影響に不安が広がっています。PFAS は数千の種類があるとされ、消火剤や半導体製造工程を始め、防水スプレーやフライパンのフッ素樹脂加工、衣類の防水防汚処理など生活用品にも幅広く使われています。中でも PFOA、PFOS は発がん性や子供の成長障害、免疫低下などの影響が指摘されています。環境省と国土交通省は、全国的な検査要求の高まりの中、今年 11 月 29 日、全国の水道事業者に要請した初めての PFOA、PFOS の実態調査結果を公表しました。その内容は、調査への回答総数 3595 事業者の内、検査実績あり（2020～2024 年） 2227 事業者、国の暫定基準値（50ng）を超えた事業者 14、検査実績なし 1368 事業者（38%）となっています。広陵町・奈良県での検査は実施されていますか。実施されておればその結果と評価を、また実施されていないとすればその理由を教えてください。

（回答）

本町におきましては、令和 5 年度から PFOS 及び PFOA の検査を町単独で年に 1 回実施しております。検査結果につきましては、令和 5 年度、6 年度いずれも国が定めている目標値の範囲内でありました。県におきましては、3 ヶ月に 1 回検査をされており、検査結果につきましては本町と同様に国が定めている目標値の範囲内でありました。今のところ、特に問題等はございませんが、PFOS 及び PFOA につきましては、全国的に問題化しており、勉強会等も実施されております。今後も国や県の動向や発信される情報等に注視しつつ、対応してまいります。

60. 県広域水道の規約が議決され広域水道にわが町も加入することになりました。今回の計画では各自治体が保有する浄水場の数を減らすこと、事務組合方式による議会では住民の声が正しく取り上げられない心配があること（例えば、コロナ対策で水道基本料金を無料にした自治体もありましたが、水道広域化後は誰がどのように議論してどこで決定するのでしょうか）、元を質せば、人口増加（水需要）を過大に見積もり、大滝ダムの建設計画が 220 億円で出発して最終的には 3700 億円もの巨費を投じたことによる赤字を、県下の自治体に県水を販売することで精算したいというのが県の動機です。この点はどのように認識していますか。

（回答）

奈良県内の水道事業は共通して、人口減少に伴う給水収益の減少、水道施設の老朽化の進行など、単独経営を続けていく上で困難な課題を抱えております。一体化は

こうした課題に連携して、県域での施設の老朽化対策・耐震化等による強靱化と、必要な収入の確保等により財政基盤の強化を図ることによって、将来にわたって安全で安心な水道水を持続的に供給することが目的であります。

一体化後につきましては構成市町村の首長は、副企業長もしくは運営協議会委員となります。重要事項等については運営協議会で協議されることとなります。また企業団議会につきましては、全構成団体の議会議員から選出いただきます。執行補助機関や運営協議会でしっかり意見してまいります。

- 6 1. 自己水の廃止はまさかの時のことを考えれば危険な方針です。わが町では水質が基準に達せず断念した経緯がありますが、県下には優良な自己水もあり存続するように取り図って下さい。

(回答)

本町の地下水の水質は硬度が高く軟水化が必要であることや、水量確保のために深井戸が必要となることなど、いずれも浄水場施設としては、イニシャルコスト、ランニングコストが高額となること等を踏まえまして、水質や安定性、経済性に優れた県営水道が選択されております。このような経緯を踏まえまして、自己水を開発することは非常に困難であると考えております。

防災計画では、災害発生から初動期3日間に一人一日当たり3リットルの水量が必要とされております。本町の真美ヶ丘配水場と大野配水場は、震度6弱を超える地震が発生した場合と、給水管の破損や破裂等による過大な流量を検知した場合、緊急遮断弁が自動的に作動して配水タンクから水が流出するのを防ぎます。

真美ヶ丘配水場の第2、3貯水槽のタンクの総容量は11,770立方メートルで、発災時のタンク水量が7割程度あるとしますと、約8,200立方メートルの水道水が確保されます。断水した避難所には、この真美ヶ丘配水場のタンクの水を給水車で配水することを想定しております。主要な避難所となる公共施設4箇所には、円滑な給水が行えるよう災害用給水タンクを設置しております。

なお、水道一体化計画では、緊急遮断弁未設置の市町村の配水場の受水槽には、非常用電源とセットで設置を進めることとしております。

また、町内には、県営水道の送水管に直結した5箇所の応急給水栓が設置されており、大規模地震等によって町内で断水等が発生した場合に、応急的に直接供給を受けることが可能となります。

- 6 2. これまで基本水量（広陵町では月5^m）については、転入した日から直ちに水を送れるように、水道管や設備を常時整備する必要があるため、その費用に充てているとの町長説明がありました。このことは、今回話題になっている「水道管の更新」に当たっては、水道料金の基本水量分を上限に設備の更新に使用していることとなりますが、広域化で基本水量制の廃止となれば、水道管の更新もランニングコストの一部に含め住民に全面的に賦課する可能性が大きいため、これまでの説明は全く通らなくなります。そもそも水道管のない水道設備と言っているものは存在しないのであって、本来町が税金で手当てしなければならない部分まで住民に賦課することは

不当です。計算したところ、令和3年度決算の上水の売上7億2千万円の内1億8千万円は基本水量による収入ですから、住民は毎年水道管の更新に1億8千万円を提供したことになります。広域水道に移管するとその上限が取り払われ、青天井になりかねません。どのように認識していますか。

(回答)

地方公営企業の予算は収益収支(3条予算)と資本的収支(4条予算)がございませう。水道使用料金は3条予算の収入であります。3条予算の支出は受水費、施設の維持管理費や減価償却費等があります。本町の水道事業につきましては、令和4年度決算では3条予算は黒字でしたが、令和5年度決算では赤字となっております。これは給水分担金の減少が影響しております。給水分担金は営業収益であります。臨時的な収入であり、過度に依存することは健全な経営とは言えません。一体化に参加せず、今後も単独経営を続けるのであれば、料金改定が必要な経営状態であります。一体化に参加することによって、5年間は料金改定せずに事業を継続できることは一体化参加のメリットの一つと考えております。

地方公営企業の特別会計においては、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するもの(基準内繰入金)を除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないとされております。基準外繰入金の投入をすれば逆に青天井となり一般会計を圧迫することが危惧されます。

地方公営企業法に沿って、健全で持続可能な経営につとめてまいります。

63. 水道施設は、元々道路や公共施設と同様税金で賄われるべき公共財です。「独立採算制」が押し付けられた今、町民が耐えられる料金の限度があります。奈良県でもその限度を超える水準の議論とその場合の一般会計からの繰入について議論するよう提案して下さい。

(回答)

水道事業は、地方公営企業法に基づき、経費の負担の原則を前提とされており、事業経営に必要な費用は利用者からの利用収入で賄わなければなりません。今後の水道事業は、人口減少に伴う給水収益の減少、施設老朽化による更新需要の増加という二つの困難な課題を抱えており水道料金の上昇は必至ですので、利用者負担を軽減するため一体化により経費を抑制することが重要と考えております。

水害被害を起こさない取り組みについて

64. 私たちの町では、都市計画法34条による開発(いわゆる特区制度)が認められてきました。最近の三吉地区など広い範囲で「広陵町洪水ハザードマップ」の浸水域と浸水深のある場所と重なっている部分が増えています。このような危険が予想される地域まで開発を許可することは問題があると考えます。県は条例改定を昨年4月1日実施しましたが、関係者の理解と共感を得られるようさらに努力して下さい。周知はできていますか。

(回答)

都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例の改正を受け、災害リスクの高いエリアについては従来の指定区域から除外されました。区域の見直しについては町ホームページならびに奈良県ホームページに掲載しております。

65. 遊水地の整備について引き続き取り組んで下さい。計画の進捗はいかがですか。

(回答)

本町では奈良県平成緊急内水対策事業により古寺川、馬見川、広瀬川の流域において調整池整備事業を進めており、古寺川調整池は令和7年6月に計画貯留量100%を貯留できるようになる計画です。その他の計画地におきましても、馬見川調整池は約20%、広瀬川調整池は約40%の貯留が可能な状態まで事業が進んでおり、今後もより多くの貯留機能を早期に発現するよう引き続き整備に取り組んでまいります。

66. 災害が起きた際、おおよそ小学校区で利用できる2階建て以上の堅固な建物が必要です。「遠くのさわやかホールまで逃げよ」などの現実離れした避難所政策は実効性を欠きます。現実的な避難場所を個々の住宅毎にきめこまやかに助言して下さい。

(回答)

本町として、現在指定避難所を18箇所指定しており、その指定避難所から立地条件によっては遠いところもありますが、本町の地形からしてそれほど遠くに避難所があるとは言いがたいです。今年度、防災総合マップの更新を行い、全戸配布することで、自宅から最寄りの避難所を確認することができます。また、洪水時には自宅での垂直避難が有効な場合もあることを住民周知しているところであります。また、地元区・自治会の公民館等を自主避難所として開設することと、洪水浸水想定区域内にある学校については、学校の2階の特別教室等を避難場所として使用できるよう学校管理者と協議済みです。

公園の整備について

67. 昨年も要望しましたが、樹木の剪定や植え替えなど、緑や環境、これまでの公園の雰囲気大切にしながら快く過ごせるように引き続き取り組んで下さい。竹取公園に幼稚園や保育園の園児や小学校の児童も遊びや遠足で他市町村からもよく来ていますが、トイレの数が少ないので時間がかかっている状態です。トイレの洋式化はすすんでいるようですが、トイレの増設について検討されているとのことですが、進捗状況をお知らせください。

(回答)

公園における樹木管理については枯損の恐れがある樹木の伐採や、生長が進んだ樹木の剪定等、公園をご利用いただく方が安全に気持ち良くご利用いただけるよう引き続き適正な維持管理に努めてまいります。

竹取公園内のトイレの増設は、竹取公園周辺まちづくりの中でカフェ等飲食店の誘

致ならびに公園利用者の利便性に寄与する特定公園施設の設置を検討しており、その中で飲食店内のトイレ設置等を含めどの程度必要かについても検討してまいりたいと考えております。

広陵町の農業を守り、地産地消を進めるために

68. 今年8月は、スーパーの棚から米が消え「令和の米騒動」と言われる異常事態が続きました。また、戦争や気候変動で食料獲得競争が激化し、食料の大半を輸入に頼っている日本の現状に危機感が広がっています。今こそ思い切って食料増産に舵を切り、食糧危機に備えることが求められています。地域経済の振興はもとより、治水などの災害対策、環境と景観の保全など多様な機能を持つ農業・農村を担う家族農業の役割を再評価し、下記の支援強化を求めます。

(1) 広陵町の食料自給率の現状を明確にし、5年後、10年後の自給率達成目標を決めて食料の増産に取り組むこと。

(2) 肥料、飼料、燃料その他の資材の高騰に対する支援強化

昨年の要望に対し、地方創生交付金を活用した支援を農業者も含めて行っているとの回答がありましたが、農業者に対する支援の実績（件数、金額）、今後の計画はどうなっていますか。

(3) 米をはじめとする農産物の生産コストを補填する支援を行うこと。

今年の生産者米価は少し値上がりしたとはいえ、依然生産費を大幅に下まわっています。これが後継者不足、担い手不足、耕作放棄地拡大の大きな原因になっています。

①米も野菜も資材の高騰、パートの最低賃金の上昇などにより、所得が減り経営が困難になっています。農産物の価格保証、生産費保証を政府に求めるとともに町独自の支援策を講じること。

②町独自の米の消費拡大対策（学校給食には学校給食会を通じて県産米が活用されていますが、流通の見直しを進めて農家手取りを増やすこと、生活困窮者への支援など）

(4) 農業の担い手への支援を強化すること。

①「人・農地プラン」による中心経営体だけでなく、兼業農家や半農半X、自給的農家など多様な担い手を対象にした支援を行うこと。

②新規就農者のための農地や住宅の確保、ハウスや農業倉庫などの農業施設、農業機械等に対する支援強化。

③老朽化した農機具の更新負担ができずに離農する農家が増えています。町は「器具のリース等は民間サービスが確立されている」とのことですが、遠い、利用料が高いなど実際には活用されていません。JAなどと連携し町独自の農機具レンタル制度を作ってほしい。

④農家の季節労働者の確保対策（農業パートの人材登録・紹介制度など）

⑤水利組合の管理を行っている地区役員への補助金の拡充。土地を残したまま転出する人、亡くなる人も多く連絡、管理の負担が大きい。今後引き受け手が確保できるか懸念される。

(回答)

- (1) 令和6年度に「人・農地プラン」を見直した「地域計画」が策定されることから、各地域の10年後の将来農地のあり方が顕在化され、農地の集約集積による効率的な営農が出来る見込みです。また、特定農業百済川向地区の圃場整備の整備が進み、大規模効率的な営農が開始され、農作物の増産が期待出来ます。
- (2) 地方創生臨時交付金を活用し、前年度と比較し、燃料費の高騰により負担が増えた差額について、農業者も含めた産業全般を対象にした制度を実施しており支援しております。令和5年度の農業者に対する支援については、総数2件で総額約18万円の補助を行いました。今後においても、同様の交付金の活用が見込まれる際には、社会情勢の動向を見据えて検討してまいります。
- (3) 米の需要調整や価格調整の検討につきましては、国において「米に関するマンスリーレポート」主食用米等の需給見通しを示し、安定した米の供給の実現に向けて動いているところでありますので、これらを参考に町としても動向を見据えてまいります。

また本町は、水稻が盛んであることから地区の代表者が集まる会合で米の生産状況等を説明しており、水稻中心の農家を守ることも課題の一つと考え、持続可能な農業経営について農業者と話し合いを重ね「人・農地プラン」を策定し、農家が抱えている課題が見えてきております。今後は、策定しました「人・農地プラン」を基に「地域計画」を策定し、課題解決に向け取り組んでいくことが重要になると考えており、地域の農業者をはじめ、奈良県等の関係機関や農業委員会と連携しながら対応するとともに米価の価格安定には、需要に応じた作付けが必要なことから経営所得安定対策交付金制度を活用し、作付場所のローテーション、作付品目の変更、二毛作等により高収益作物に転換する等を検討することにより、儲かる農業について改めて考える良い機会になるのではと考えております。

- (4) 本町においては、「人・農地プラン」を策定しており、今後、そのプランを基に「地域計画」を策定します。その計画の中で、10年後を見据え、どの農業者が集落の農地を守っていくのかを検討していく予定をしています。その農業者が中心経営体となりますが、農地を維持していく上では、兼業農家や自給的農家の存在も必要だと考えております。地域が10年後も見据えた際に中心経営体になると見込めれば、兼業農業者であっても中心経営体になっていただくことは可能と考えております。また経営所得安定対策制度では、専業・兼業に関わらず対象作物を販売していれば支援対象となっていますので、農業者の集まる機会を活用し制度の周知をいたします。

また専業農業者を確保する上で重要な新規就農者（農業塾卒業生含む）については、栽培技術の習得もさることながら農地を確保することも重要ですが、栽培する農作物や耕作条件等就農者が希望する条件と貸し出しを希望される農地との条件が合わない状況が多く、また農業施設においては各種手続きも必要なことから個別の相談に応じて、なら担い手農地サポートセンターと連携し支援してまいります。また、居抜き設備物件等を個別に紹介してまいります。

農器具の老朽化は離農の要因の一つと考えられますが、作業委託や器具のリース等既に民間においてサービスが確立されている分野になりますので、個別の相談に応じて対応してまいります。

農業パート等の人材登録・紹介制度につきましては、隙間アルバイト等新しい人材活用方法等を調査し、情勢を見極めながら、検討してまいります。

水利施設については、各地域で管理が継承出来るよう、管理費用を国の補助金で賄えるよう補助金申請の手続の手伝いを行っております。

69. 地産地消と食の安全を進めるために

①学校給食への地場産品の使用を更に大きな目標をもって推進してください。昨年の要望に対し、強化月間である6月、11月の地場産品使用比率は目標の30%を超えているとの回答がありましたが、通年での使用比率の目標、実績は何%になっていますか。使用比率向上のためには、米、じゃがいも、玉ねぎなど主要食材の使用が必要ですが、そのためには町の指摘のように安定した供給体制の構築が必要になります。委託生産など計画的に生産・供給する体制作りを町のリーダーシップで農家、JA、産業総合振興機構など関係機関と連携して進めてください。給食食材のコストダウン、温室効果ガスの低減、町の農業振興にもつながります。

(回答)

学校給食では、「食育」の観点からも地産地消の促進のため、地場産物及び県内製造品の積極的な使用に努めており、令和6年度も昨年と同様に、6月と11月の強化月間及び、小学校では毎月一回「奈良県の日」を設けて奈良県産の食材を中心とした給食を提供しています。

県が実施する「地場産物等実態調査」による本町の地場産物(県内製造品を含む)の使用割合は、6月実施分が小学校46.3%、中学校43.0%、11月実施分が小学校46.1%、中学校35.8%となっており、いずれも県の目標である30%を上回っています。

現時点で、通年での使用比率の目標値は定めておらず、実績数値も算出しておりませんが、令和7年度から集計する予定です。

なお、この使用比率は使用量から算出するのではなく、全使用品目の内、何品目の食材に奈良県産を使用したかで求めます。本町では全ての小学校及び中学校で、米飯に奈良県産「ひのひかり」を100%使用していますが、例えば、使用する品目数が20あり、その内、奈良県産が米1品のみだった場合の使用比率は5%となります。

学校給食で多くの品目に奈良県産食材を使用するためには、必要量が安定的に確保されることが不可欠です。今後も、より多くの食材に奈良県産を取り入れられるよう、給食物資納入業者をはじめ、JAや一般社団法人広陵町産業総合振興機構等と連携してまいります。

②農家が運営する農産物直売所は学校給食と並んで地産地消を推進する有効な施策です。消費者からもますます期待が高まっていますが経営は厳しくなっています。直売所の実情を把握し、直売所が消費者の期待に応えていくために必要

な支援をお願いします。

(回答)

事業者の皆さまが抱える様々な課題を分析し、その課題解決に向けた伴走型のビジネスコンサルティングとして本町では、K o C o o B i zを設置しております。業種にかかわらず事業者のためのアイデア発掘場所として無料で相談を受けられます。今後も販路開拓や新分野開拓、新商品開発を支援し、地域経済の活性化を図るうえで必要な事業と考えております。

③国は緑の食料システム戦略で2050年までに有機農業面積を100万ha(全体の約25%)にする方針を明らかにしています。広陵町でも農薬や化学肥料に頼らない有機農業の振興を計画的に積極的に推進してください。

(回答)

有機農業とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しない、遺伝子組換え技術を利用しない、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減する、これらによる農業生産の方法を用いて行われる農業とされています。

食の安全や環境に配慮した農業により、商品価値の高い農作物を栽培できることから高収益化することができ、土壌汚染や土中に住む虫などを守ることができる等のメリットがあります。

その一方で、害虫・雑草対策に化学肥料・農薬を使用できないことから、手間が発生します。また化学肥料とは違い限られた養分で栽培するため、化学肥料を使用する場合と比較すると発育のペースや収穫量が低くなることもあります。さらに実践者本人が化学肥料・農薬を使用しない場合でも周辺農地の耕作者が使用し、それが風や雨等で流されてきた場合も有機農業ではなくなってしまう等のリスクがあります。

特定農業振興ゾーン百済川向地区におけるナス栽培では、天敵農法による環境に優しい低農薬農法の取り組みを始めており、広陵農業塾の講義においてもコンパニオンプランツ等の環境に優しい農業について説明しています。

現状では、有機農業の取り組みは、環境に対してメリットがあるものの、農業者の立場から見ると、メリット・デメリットがありますので、栽培技術等の状況を見ながら農業者にとってメリットが大きいと判断される時点まで有機農業の推進については経過を見守ってまいります。

70. 気候変動の進行により、広陵町においても例年大雨や台風による浸水被害が発生しています。広範囲の農地の宅地化の影響も考えられます。町は水田の雨水貯留機能を重視し、水田貯留促進事業に取り組んでいるとのことですが、広範囲の農地の宅地化はこれに逆行しています。水田の雨水貯留機能を高めるためにも、食料の増産のためにも農地の宅地化を見直し、水田の保全を図るべきではないですか。

(回答)

農地は、多面的な機能を有しています。特に水田において有する機能の一つに雨水の一時的な貯留機能があります。豪雨時において水田に雨水を一時的に貯留し、徐々に流すことにより周辺や下流域の負担を軽減し、洪水を防止するものです。従

いまして農地への浸水対策強化ではなく、水田の一時的な雨水の貯留量を増加させるため、排水枡の改修や畦畔を高くする等による水田貯留促進事業に取り組み減災対策を実施しているところです。

また、令和7年度からは、農振法が改正され施行されることとなります。食料安定供給の確保のために必要な農地を確保するための法改正であることから、農用地を宅地化する規制が更に強化されると見込まれます。

- 7 1. 野焼き（農業残滓の焼却）や農機による道路の汚染に対する近隣住民からの苦情が増え多くの農家に対応に苦慮しています。これに対して町は色々対策を打っているとのことですが問題は解決していますか。町の無計画な宅地開発が原因でもあり、農家の負担を減らすさらなる対策が必要です。昨年紹介した新しく開発された「密閉型製炭炉」（高槻バイオチャーエネルギー研究所）の検討はして頂きましたか。

(回答)

農作業の一環として行われてきた野焼きにつきましては、農地周辺の環境や非農家の増加等から煙や臭いに対する苦情や住民間のトラブルが発生している事例がございます。このような問題の解決に向け、SNS等を活用した注意喚起とともに野焼きを行わない環境にやさしい農業を実践するために農事実行組合等が活動するために必要な堆肥化装置、破砕機、自走式草刈機等の購入に必要な費用の1/3を補助する取り組みを行っており、またJAにおいては、稲わら分解促進剤のPR等を行っております。引き続き関係機関と連携しながら、自然環境に配慮した農業を推進してまいります。「密閉型製炭炉」につきましては、メリット、デメリットがあるようですので、今しばらく調査研究をさせていただきます。

- 7 2. 耕作放棄地対策の強化をお願いします。耕作放棄地がゴミ捨て場になり農業環境の悪化になっています。この1年の増減はどうなっていますか。大変な苦勞があると思いますが、具体的な解決事例があれば教えてください。

(回答)

耕作放棄地対策につきましては、毎年、農業委員と農地利用適正化推進委員が協力し、町内の農地の点検を実施しております。

その結果に基づき、所有者等に通知し、今後について確認を実施しております。

この1年間の増減はほぼ無しで現状維持でした。

今後も引き続き、同様の活動を継続し、耕作放棄地対策を実施してまいります。

- 7 3. 国連「家族農業の10年」が6年目を迎えています。今、食糧危機への不安が高まっている中で、異常に低い食料自給率（国38%、県14%、町?）の引き上げが緊急課題になっており、家族農業がその潜在力を発揮することが重要になっています。そのためには、農地の集約・集積、効率的な農業（工業化された農業）の追求一辺倒ではなく、生態系に沿い、生態系を最大限生かした農業（アグロエコロジー・工業化された農業とは逆）こそ必要です。広陵町においてもアグロエコロジーを農政の基本に据え、そのための計画作成を進めることを求めます。

町は令和5年度から法制化された「地域計画」を策定していくとしていますが、ど

のような内容を決めるのでしょうか。現在どこまで進んでいますか？

(回答)

国におけるカロリーベースの食料自給率について令和4年度は前年度同様に38%となっており、2000年代に入ってから概ね横ばいで推移しています。食料自給率を向上させるためには、国内消費に対する国内生産の割合を高めるため、国内産の農産物を増やす必要があります。

「人・農地プラン」においては、地域における農業の課題と農地を守るための担い手の抽出をしたものです。農業振興を図る上で地域が認める担い手を中心経営体とし、農地を集約・集積化し、効率化することで経営面積の拡大等により農作物の生産量の増加や高収益化を目指すもので、食料自給率の向上につながるものと考えています。

ただし、農地を維持していく上では、兼業農家や自給的農家の存在も必要であり、そこから中心経営体になる農業者が現れることがあれば農業振興も継続していけるのではないかと考えますので、専業以外の農業者に対しても営農相談等の支援が必要と考えています。

今後は、策定済みの「人・農地プラン」を基に「地域計画」を策定していく予定ですが、その計画策定には、地域の農業委員をはじめとして、農事実行組合長、水利組合長等農家の代表者と協議し、10年後を想定して地域の農地をどの中心経営体にどのように集積していくかについて話し合いをし、令和7年3月末までに計画を策定する予定をしています。なお、農地を守っていくためには、地域総ぐるみで取り組みをする必要がありますので、地域計画を定期的に見直し、中心経営体について追加や削除を行っていくとともに中心経営体以外の農家へも営農指導等関係機関と連携し支援する必要があると考えています。

74. 「地球沸騰化」と言われる昨今の気候変動で農作物の高温障害、干ばつ障害などの被害が広がっており、これらの障害に対応できる品種の開発が喫緊の課題になっています。「主要農産物種子法」が廃止されて6年になりますが、その後、30を超える道県で廃止された種子法の原則を堅持した条例が制定されています。それは今こそそれが必要とされているからに他なりません。昨年の要望に対し町の回答はこれを無視したものになっていますが、改めて、奈良県においても同様の条例を早期に制定するよう県に働きかけることを求めます。

(回答)

主要農産物種子法は、戦後の食糧増産に対応するため、稲、麦類、大豆の優良な種子の生産・普及を促す目的で作られた法律ですが、種子生産者の技術水準の向上等による種子の品質の安定化、多様なニーズに対応するため民間ノウハウも活用して品種開発を進める必要があること等の理由により廃止されております。町といたしましても今後も継続して主要農産物の優良な品種を確保し、栽培農家への安定供給する県の種子生産の方針を考慮しながら町内の農業振興に寄与したいと考えております。

75. インボイス制度が導入され混乱と批判が強まっています。物価高騰の中、消費税10%と複数税率、インボイス制度が農家にとっても大きな負担になっています。「地方自治体が制度の是非について意見を表明することは適切ではない」（昨年のお返答）との姿勢を改め、地方公共団体は「住民の福祉の増進を図ることを基本とする」（地方自治法第一条の二）の立場で消費税の減税、インボイス制度の中止を政府に要請してください。

（お返答）

国ではインボイス制度については新たにインボイス発行事業者として登録する際には持続化補助金の補助上限額を引き上げる等の導入支援措置を実施し事業者の負担軽減に努めておられると認識しております。

地方自治体が制度の是非について意見を表明することは適切でないとの立場について変わりはありません。

中小零細業者の経営と健康を守り、地域経済の振興を図るために

76. いま物価高騰などの影響に対し価格転嫁が追い付かない中小企業者は資材や経費高騰の直撃を受け、利益の減少に苦しんでいます。昨年10月に実施されたインボイス制度により、新たな消費税納税を迫られるとともに、負担能力を超える社会保険料や国保料・税の引き上げが経営悪化に拍車をかけています。2024年上期（1～6月）の倒産の約9割を従業員10人未満の小規模企業が占め、倒産件数は年間1万件を超え10年ぶりの高水準を記録する状況です。

地域経済の担い手として、地域で雇用を支えてきた中小・小規模事業者が直面する危機を打開し、持続的に発展するために、自治体が果たすべき役割は一層重要です。中小商工業者への支援策のさらなる拡充のため以下の通り要請します。

広陵町では2018年10月、「中小企業・小規模企業振興基本条例」を制定し、町内事業者の人材確保、経営基盤の強化、事業継承問題など様々な問題の解決を図り、業者が元気になることを目指して努力されていることと思います。厳しさを増している経営環境のもと、地域経済を元気にし、中小零細業者の事業の継承・発展を図るうえで自治体の果たすべき役割が一層重要になっています。そこで次の施策の充実を図るようお願いします。

- ①原材料はじめ物価高騰に苦しむ中小業者への直接支援制度を創設すること。
- ②住宅リフォーム助成制度など、経済波及効果の高い政策の実施。
- ③公共工事入札については、地元業者への優先発注を図り、適正な単価を保障する公契約条例を制定すること。
- ④ゼロゼロ融資、借入金の返済がピークを迎え中小自営業者の倒産や廃業が急増しています。借入金の返済に当たっては経営の実情をよく把握して弾力的な運用を心がけるよう働きかけて下さい。また、新たな持続化給付金制度の導入を国にはたらしかけて下さい。

（お返答）

- ①本町におきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和4年度から令和5年度にか

けて3度の地域振興券の発行、2度のエネルギー支援補助金等を実施し、中小零細事業者への直接支援に努めて参りました。

今後につきましても、国の交付金等の動向を注視しながら適切な支援策を検討、実施して参ります。

②本町では、広陵町地域活性化対策住宅リフォーム補助金を実施し地域事業者支援に努めております。本補助金は住宅所有者の需要も高く、リフォームを手がける事業者への経済波及効果の高い事業であると認識しております。令和5年度に予算額を増額し事業拡充を図っており、今後につきましても継続実施を予定しております。

③公共工事入札における地元業者への優先発注につきましては、町内の業者が施工可能な工事については原則として町内業者に発注しております。また、大規模な工事で共同企業体に発注することが必要な場合であっても、その構成員には必ず町内業者を含めることとしております。

本町が発注する公共工事の設計額につきましては、直近の積算単価を用いて適正に積算しております。また、工事の品質を確保するとともに、ダンピングによる受注業者の経営悪化を防ぐため、最低制限価格を設け、その価格を下回る入札については無効とすることにより、適正な価格による発注に努めております。

④借入金の返済につきましては、金融庁において資金繰りや返済についての相談窓口を設置されるとともに金融機関等に対し、返済期間・据置期間の延長等を要請されており、迅速かつ柔軟な対応がされるものと認識しております。

77. 日本経済の立て直しを図るには、地域経済の振興こそがカギになっていますが、町の基本方針として、中小零細業者に対する施策拡充を明確にして取り組んでください。「中小企業・小規模企業振興基本条例」に基づいて制定された「広陵町中小企業・小規模企業振興計画」は、今年度最終年度を迎え、町として5ケ年の計画を総括することになっていますが、「広陵町産業総合振興機構」および広陵高田ビジネスサポートセンター（KoCo-Biz）設立の成果と課題（問題点）をどのように評価されていますか。また、創業支援・新商品の開発における補助金の新設や設備投資にかかわる補助金の要件見直し、コロナ禍における事業継続支援金給付などの実績を教えてください。

(回答)

令和2年3月に「町まるごと商品化」をキーワードに広陵町産業総合振興機構（通称なりわい）を設立いたしました。地域商社部門では広陵くつしたブランディング事業の展開、高級いちご「古都華」を活用したタウンプロモーション事業の展開等、地域製品のブランド化及び販売に成果を上げております。また、ふるさと納税の中間支援組織として地域に密着した商社としての強みを活かし、寄付額の増加に大きく貢献しております。

なりわいのビジネスサポート部門である「広陵高田ビジネスサポートセンター KoCo-Biz」は令和2年12月の開設以来、地域内の各産業の課題解決に向けたビジネスコンサルティングを手がけてきました。令和5年12月に実施した利用者アンケートにおいては満足度が83.1%、売上げ向上事業者が40.6%と成果を上

げております。

令和6年12月末で開設当初から業務に携わっていただいたセンター長が退任することになりました。大和高田市との連携による現行のビジネスサポートセンターは令和7年3月をもって終了し、令和7年度から新たな形態によるビジネスサポートセンターの実施を予定しております。

創業支援補助金、新商品等開発補助金についてはすでに創設しており、毎年度、使用していただき事業者の発展に寄与しております。また中小企業設備投資促進補助金につきましても中古品の導入も認める等の要件を見直したことで受付開始後、すぐに予算額に達するほどの利用しやすい補助金になっております。

国における新型コロナウイルス感染症の影響を緩和するために実施された事業復活支援金につきましては2021年11月から2022年3月までの期間における広陵町商工会を通じ180件の申請がされたことを確認しております。

78. 物価高騰の影響を受ける中小零細業者の経営の持続化に寄与する緊急の対策として

- ① 「物価高騰対策支援金」などの補助金・助成金や独自の中小事業者支援策創設を検討してください。
- ② 税や保険料の徴収に対し、徴収の猶予や換価の猶予などを積極的に適用していただき、強権的な取り立てとならない様納税者の権利を守ってください。
- ③ 頻発する自然災害への対策として、危険箇所や老朽化したインフラの調査と解消、災害時の復旧・復興計画を立案する上で、地域を熟知する中小事業者の活用を位置づけてください。

(回答)

①物価高騰対策として、事業を継続する上で最も重要と思われるエネルギー使用にかかる経費について新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、令和4年度から令和5年度にかけて広陵町中小企業・小規模企業エネルギー支援金を創設し、事業者への直接支援を実施し、令和4年度187事業者、令和5年度168事業者にご利用をいただきました。今後も国の交付金等を活用しながらエネルギー使用にかかる経費の支援について検討して参ります。

②滞納処分の執行は、滞納者に対し強い影響を及ぼすことから個々の生活状況や事情等の聞き取りを行い、財産調査により事実関係を正確に把握した上で、総合的な判断により実施しております。

聞き取りや財産調査により、徴収猶予や換価の猶予などの納税緩和制度の要件に該当することが判明した場合は、法令等に基づき適正に処理してまいります。

③今後検討してまいります。

79. 令和2年12月に開設されたKoCo-Bizは、令和5年9月から直近まで何件の相談を受けましたか、そのうち広陵町の事業者からの相談は何件ですか、また、相談の結果実を結んだものは何件ありますか。その内実を結んだ件数を教えてください。

(回答)

令和2年12月の開設以来、令和6年12月現在まで延べ368事業者から3,128件の相談を受けており、事業者の課題を解決した件数は1,514件です。そのうち、広陵町の事業者からの相談実績は135事業者から1,514件の相談を受け、525件の課題を解決いたしました。

80. コロナ禍による経済の落ち込みが回復せず、また、ゼロゼロ融資の返済がピークを迎えている中、物価高騰と消費税10%・複数税率、また今年10月導入されたインボイス制度は中小業者やフリーランスにとって耐えがたい負担となっており、消費税減税、インボイス制度の廃止を求める声が日々大きくなっています。「地方自治体が制度の見直しについて意見を表明するのは適切ではない」と言う町の姿勢を改め、地方自治法第一条の二の立場で消費税減税、インボイス制度の廃止に向けご尽力ください。

(回答)

インボイス制度については新たにインボイス発行事業者として登録する際には持続化補助金の補助上限額を引き上げる等の導入支援措置を実施し事業者の負担軽減に努めておられると認識しております。

地方自治体が制度の是非について意見を表明することは適切でないとの立場について変わりはありません。

81. 国保税は低所得者ほど負担が重く、他の医療保険と比べても負担が重くなっています。また、県単位化により更に負担が増えることが危惧されています。これほど負担が重くなっている原因は、国庫負担が大幅に削減されてきたことにあります。全国知事会にも働きかけて国庫負担率を引き上げるようにご尽力ください。また、一方的、機械的な差し押さえ処分をしないように人道的で丁寧な対応をお願いします。

①国民健康保険法第1条は「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」と定めている。国民健康保険制度は社会保障制度であることを周知するため、ホームページ等で示してください。

②国民健康保険の減免申請や分納相談を積極的に周知していただき、国保44条や77条の申請用紙を担当課窓口及び医療機関の窓口で常設してください。

③収入減少による減免申請基準について生活保護基準の1.8倍を目途にした制度とするよう県へ要請していただくこと。また、恒常的生活困窮者を対象とする減免制度創設を県と協議してください。

(回答)

国民健康保険におきましては、法令により定められた所得基準を下回る世帯の国保税は均等割及び平等割が軽減され低所得者ほど軽減割合は大きくなっています。軽減された金額は、国や県などから補助金として受け入れている状態です。今後も国による更なる財政支援を県や他の市町村とともに要望してまいります。

①国民健康保険制度は、社会保険などに入っていない方を対象として、病気、けが、出産などの場合に保険給付を行う社会保険制度です。不安定な立場の人たちの受

け皿にもなってきた国民健康保険は、皆保険のまさに最後の「とりで」でもあり、今後も適切な広報に努めてまいります。

②減免制度につきましては、国保税の納税通知書発送時やホームページで周知しています。減免や納税猶予、分納などのご相談につきましては、個々の状況を詳しく聞き取りさせていただく必要がございます。ご相談があった場合には、関係課と連携し丁寧に対応させていただきます。

③奈良県では県単位化により県内全体で支え合うことで公費確保をめざしており、被保険者の負担が軽減できるよう引き続き国に財政支援を要望してまいります。

82. 所得税法第56条は、配偶者や家族が事業に従事したとき、その対価の支払いは必要経費に参入しないとして配偶者や家族従業員の一人の人間としての正当な働きを認めない不当なものです。これは封建的な「家制度」の名残でありジェンダー平等にも反します。所得税法第56条の廃止に賛同してください。

(回答)

所得税法第56条は、個人事業主が生計を一にする配偶者や親族に支払う対価をそのまま必要経費として認めることとすると、事業主がその所得を恣意的に分割して税負担の軽減を図る恐れが生じること、さらに、配偶者等への対価が適正であるかの認定が困難であることから、そのような方法による租税回避という事態を防ぐために設けられたものであると認識しております。なお、所得税法第57条で、青色申告者については、配偶者等が受け取った給与がその労務に従事した対価として相当であると認められるものについて、必要経費としての算入することが認められております。

所得税法第56条につきましては、家族に給料を支払う慣行が一般的ではなかった制定当時から社会状況は変化しており、近年はその適用をめぐる法解釈について議論されているところです。しかしながら、現時点で著しく不合理であることが明らかとはいえず、また、憲法14条1項に違反するものでないと最高裁でも判示されていることから、町が当該条項の廃止に賛同する立場にはないと考えております。

